【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	平成28年4月12日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　岩本　信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村　政 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり） ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし） （総称を「ダイワ米国バンクローン・オープン」とします。）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成28年4月13日から平成29年4月12日まで） 各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部　【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）
ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注2）上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。
（注3）上記の総称を「ダイワ米国バンクローン・オープン」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて1兆円を上限とし、合計で2兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　アドレス　http://www.daiwa-am.co.jp/

(5) 【申込手数料】

①　販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。
具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　　（営業日の9:00～17:00）

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

②　申込手数料には、消費税等が課されます。

③　「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)　【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　　（営業日の9:00～17:00）

(7)　【申込期間】

平成28年4月13日から平成29年4月12日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)　【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　　（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　http://www.daiwa-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

② 次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。また、次のイ．およびハ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の換金の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）の受付けは行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

ハ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

※申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。

（※）前②の申込受付中止日を除きます。

④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追

加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

⑤　当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑥「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑦　取得申込金額に利息は付きません。

⑧　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部　【ファンド情報】

第１　【ファンドの状況】

１　【ファンドの性格】

(1)　【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建てのバンクローン等に投資することにより、安定的なインカム収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産（バンクローン）
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（バンクローン）））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産（バンクローン）
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産（バンクローン）））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「その他資産」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- 「その他資産」…組入れている資産
- 「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- 「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- 「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- 「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）〉
〈ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（バンクローン）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
不動産投信	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（その他資産（バンクローン）））	年4回	北米		
資産複合 （　　）	年6回（隔月）	欧州		
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 （　）	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（その他資産（バンクローン）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 主として、米ドル建ての担保付バンクローンに実質的に投資します。

バンクローンとは

◆ 銀行などの金融機関が、主に格付けが投資適格未満（BB格相当以下）の事業会社等に対して行なう貸付けの債権をいいます。

バンクローンの特徴

・相対的に信用度の低い企業に対する貸付債権であるため、投資適格債券（BBB格相当以上の債券）などと比較して相対的に高い利回りとなっています。

・担保付が一般的であるため、無担保の社債などと比較して債務の弁済順位が高くなっています。

・変動金利が一般的であり、市場金利の変動による価格の動きは相対的に小さくなります。

バンクローンへの投資のイメージ

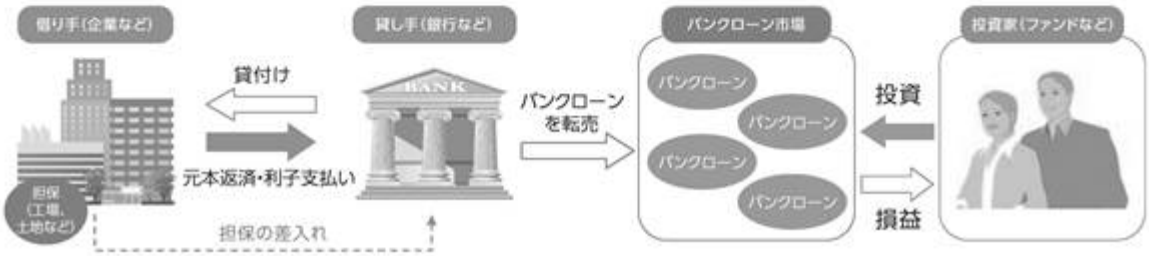

※上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

- 取得時において、BB格相当以下の格付けのバンクローンに主として投資します。
  ※無担保のバンクローンにも投資する場合があります。

  ・米ドル建てのハイ・イールド債券（BB格相当以下の債券）等にも投資する場合があります。

  ・格付けの判定はムーディーズおよびS&Pの格付けを参照します。
  ※二つの格付会社で格付けが異なる場合は、高い方の格付けを採用します。

  ・無格付けのバンクローンおよび債券にも投資を行なう場合があります。
  ※その場合、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社がBB格相当以下の格付けであると判断したものに限ります。

バンクローンと社債との比較

	バンクローン	社　債
法的性質	貸付債権	有価証券
担保の有無	有担保	無担保
弁済順位	社債に優先	バンクローンに劣後
金利	変動金利	固定金利

※上記は一般的なバンクローンおよび社債の比較をしたものであり、実際にはこれに当てはまらない場合もあります。

信用度と格付けについて

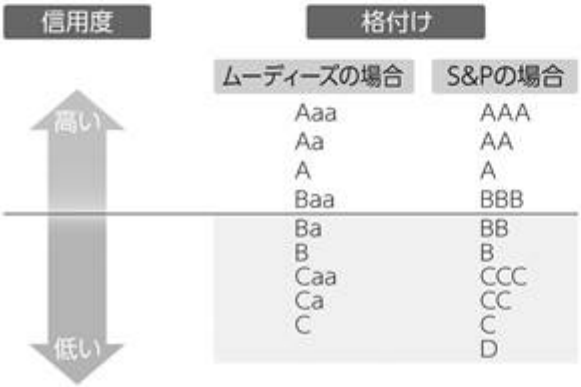

格付けとは、償還時までの債券などの元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）やスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)といった格付会社が行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

2 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
  ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジなし

- 為替変動リスクを低減するための為替ヘッジは原則として行ないません。
  ※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

ファンドの仕組み

◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
◆外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建てのバンクローン等に投資します。

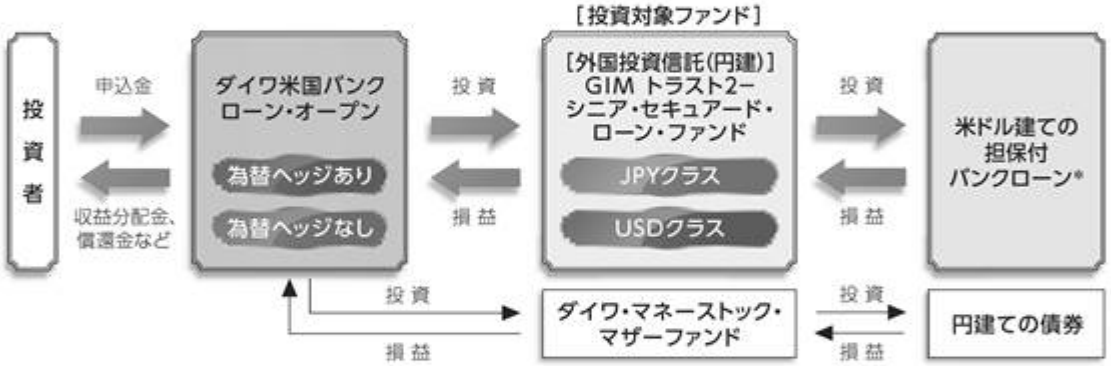

*無担保のバンクローン、米ドル建てのハイ・イールド債券等にも投資する場合があります。
※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

当ファンドは、通常の状態で、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

スイッチング(乗換え)について

◆[為替ヘッジあり]と[為替ヘッジなし]との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。

3 毎年1月19日および7月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

1. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
2. 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

＜投資対象ファンドの概要＞

１．GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス
２．GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
運用の基本方針	主として、米ドル建ての担保付バンクローンに投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	米ドル建ての担保付バンクローンを主要投資対象とします。
運用方針	１．主として米ドル建ての担保付バンクローンを中心に投資を行ないます。 なお、米ドル建てのハイ・イールド債券等にも投資する場合があります。 ・取得時において、BB格相当以下の格付けのバンクローンに主として投資します。 ・格付けの判定はムーディーズおよびS&Pの格付けを参照します。二つの格付会社で格付けが異なる場合は、高い方の格付けを採用します。 ・無格付けのバンクローンおよび債券にも投資を行なう場合があります。その場合、投資顧問会社がBB格相当以下の格付けであると判断したものに限ります。 ・無担保のバンクローンにも投資する場合があります。 ・デフォルトしたバンクローンおよび債券への投資は原則として行ないません。保有しているバンクローンおよび債券がデフォルトした場合は、継続して保有することができます。その場合の保有比率は、純資産総額の15%以下とします。 ・運用の効率化を図るため、デリバティブ取引を利用することがあります。 ２．（JPYクラス） 為替変動リスクを低減するため、対円での為替ヘッジを行ないます。 （USDクラス） 為替変動リスクを低減するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ３．大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2014年2月20日
信託期間	無期限
決算日	8月末
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.63%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」について

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下、JPMIM）（所在地：米国ニューヨーク）は、1984年2月に米国において設立された運用会社であり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントに所属しています。JPMIMは、グローバルに展開するJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用技術および調査能力を活用することができます。

３．ダイワ・マネーストック・マザーファンド

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてＡ-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	平成22年3月5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

平成27年1月30日　　信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など

↑↓※1　　収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成　など

↓運用指図　↑↓※2　　損益↑↓信託金（※3）

受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算　など

損益↑↓投資

投資対象	投資対象ファンドの受益証券　など

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

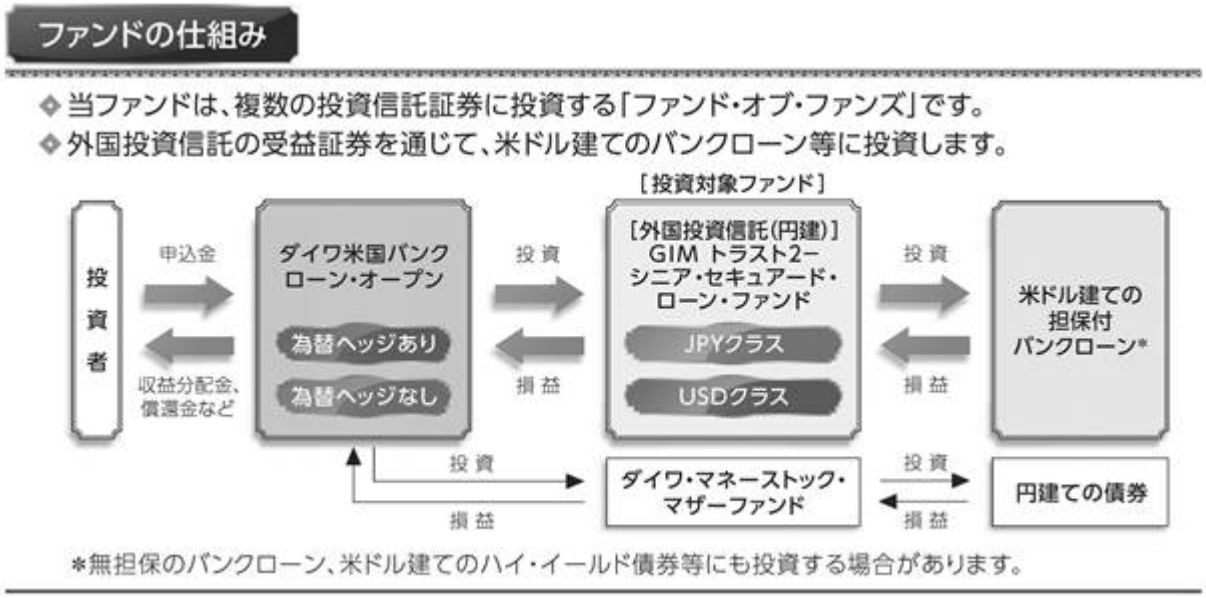

＜委託会社の概況（平成28年2月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2　【投資方針】

(1)　【投資方針】

＜為替ヘッジあり＞

①　主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス」の受益証券（円建）

2. ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ．主として、GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラスの受益証券への投資を通じて、米ドル建ての担保付バンクローン（貸付債権）等に投資することにより、安定的なインカム収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．当ファンドは、GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラスとダイワ・マネーストック・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラスへの投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラスでは、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜為替ヘッジなし＞

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス」の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ．主として、GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラスの受益証券への投資を通じて、米ドル建ての担保付バンクローン（貸付債権）等に投資することにより、安定的なインカム収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．当ファンドは、GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラスとダイワ・マネーストック・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラスへの投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラスでは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜投資先ファンドについて＞

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス

選定の方針	主として、米ドル建ての担保付バンクローン（貸付債権）等に投資することにより、安定的なインカム収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス
選定の方針	主として、米ドル建ての担保付バンクローン（貸付債権）等に投資することにより、安定的なインカム収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

＜為替ヘッジあり＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

2．ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス」の受益証券（円建）

3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの

5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形

＜為替ヘッジなし＞

①　（＜為替ヘッジあり＞と同規定）

②　委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券
2．ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス」の受益証券（円建）
3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③　（＜為替ヘッジあり＞と同規定）

＜投資先ファンドについて＞

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1．為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建ての担保付バンクローンに投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。為替ヘッジを行ない、対円での為替変動リスクを低減します。
主要な投資対象	米ドル建ての担保付バンクローン
委託会社等の名称	投資顧問会社: J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

2．為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス
運用の基本方針	主として、米ドル建ての担保付バンクローンに投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを低減するための為替ヘッジは原則として行ないません。
主要な投資対象	米ドル建ての担保付バンクローン
委託会社等の名称	投資顧問会社: J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

くわしくは「1　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

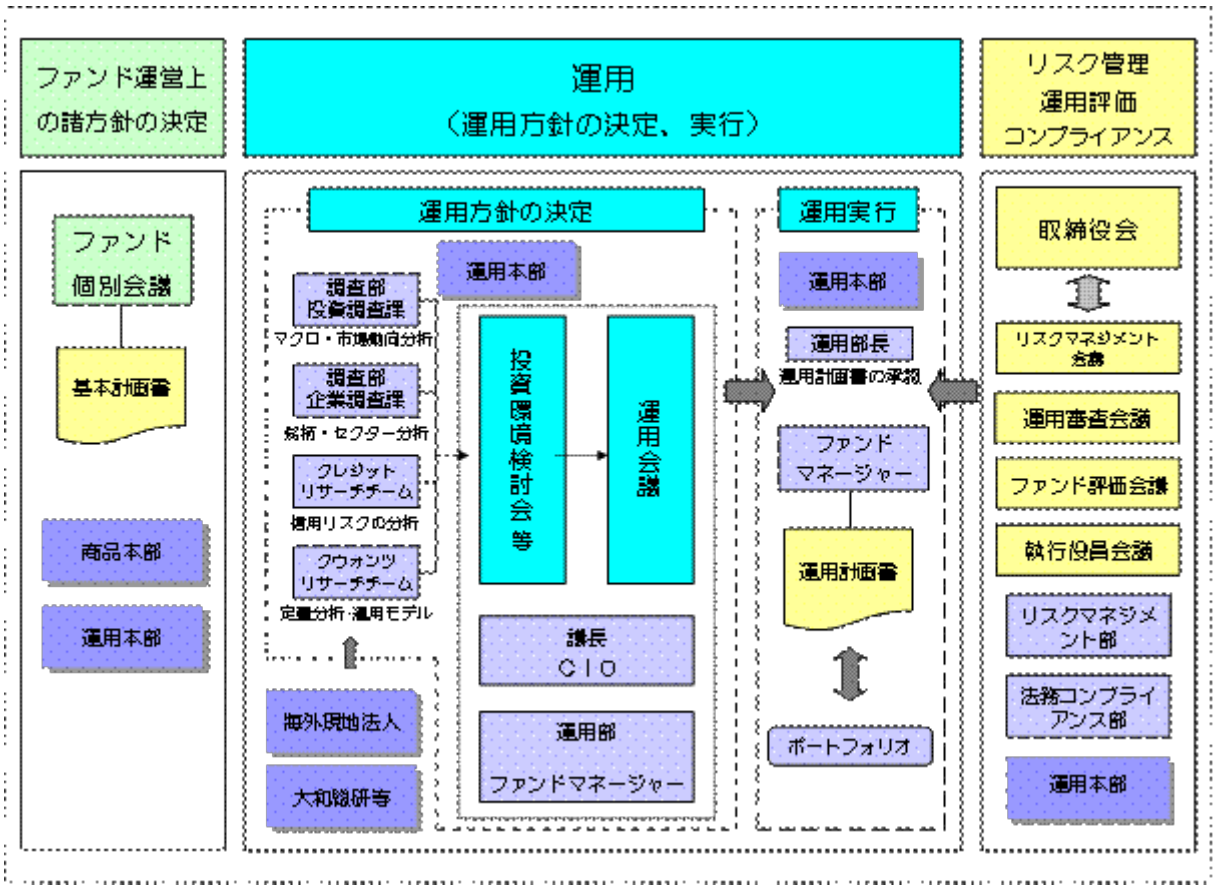

② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・ファンド運用に関する組織運営
・ファンドマネージャーの任命・変更
・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
・各ファンドの分配政策の決定
・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は平成28年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)　【分配方針】

＜各ファンド共通＞

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)　【投資制限】

＜各ファンド共通＞

①　株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

②　投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

④　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑤　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参　考＞投資対象ファンドについて

１．GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス

２．GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス

「１　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

３．ダイワ・マネーストック・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「１　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

主な投資制限	①　株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④　外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

３　【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、バンクローン、公社債など値動きのある資産（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

①　バンクローンの価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況によって変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、バンクローンの価格は下落します。 実際に債務不履行が発生した場合には、担保の回収等により弁済されますが、投資元本に対して担保の価値が充分でない場合もあり、基準価額が大幅に下落する要因となることがあります。組入バンクローンの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

バンクローンは、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定され

る投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあります。特に、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に売買できなかったり、売却価値が本来想定される投資価値を大きく下回る場合もあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉

※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

③ 為替変動リスク

〈為替変動のイメージ図〉

※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを低減するための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

④　カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

②　ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

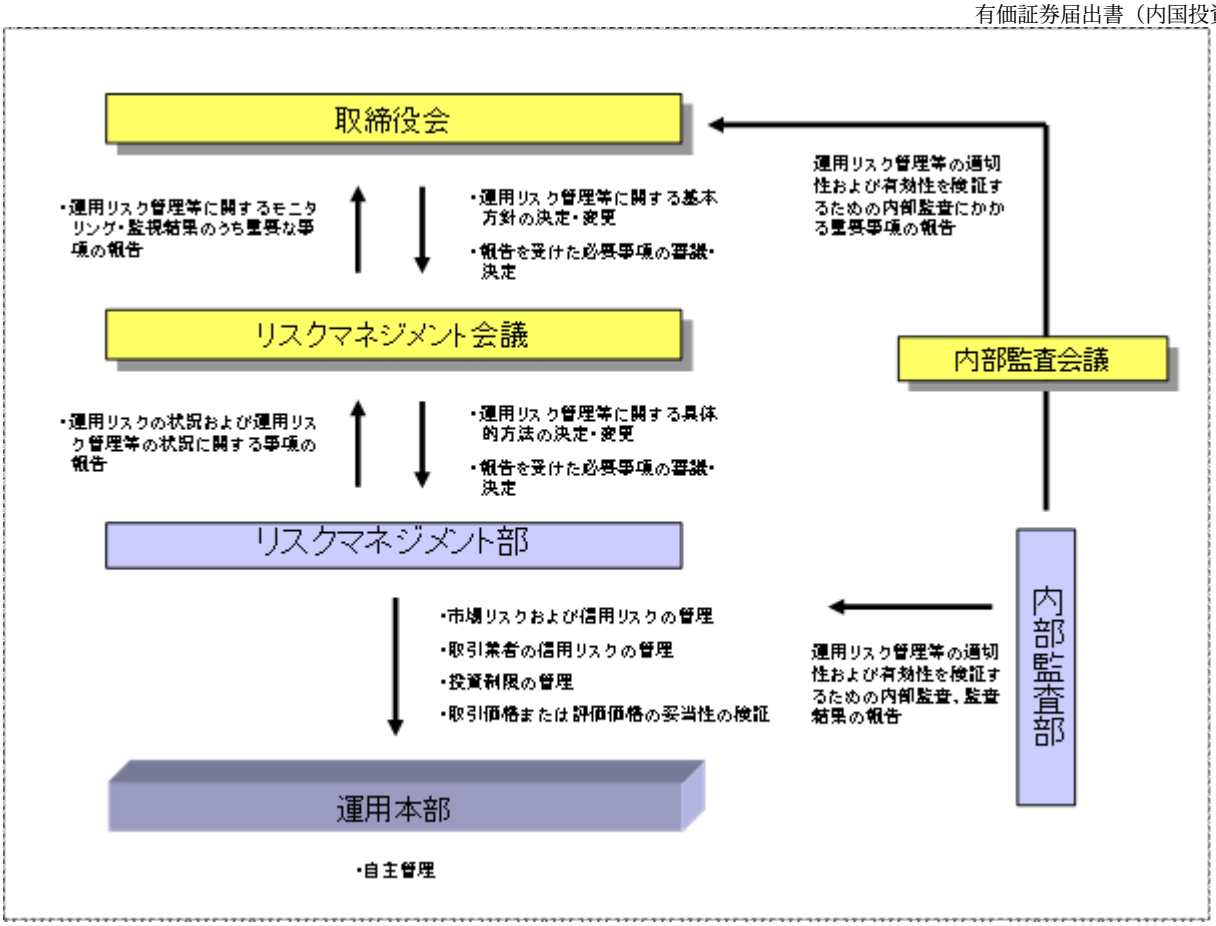

※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移　　他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

［ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）］

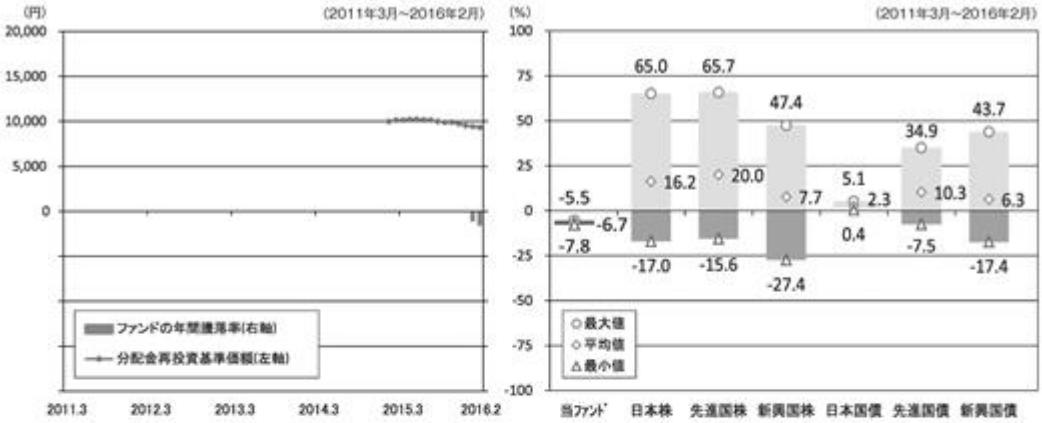

［ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）］

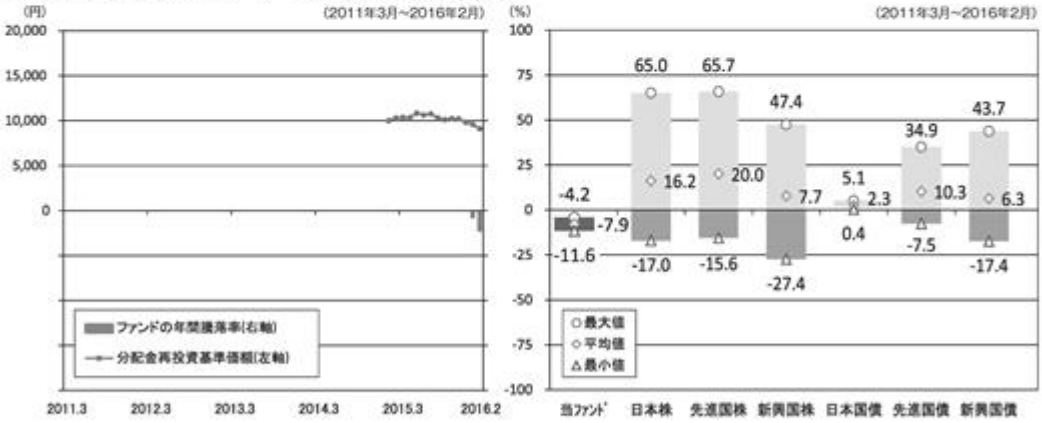

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について
●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。
Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4　【手数料等及び税金】

(1)　【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

＜スイッチング（乗換え）について＞

・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.161%（税抜1.075%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③　信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35% （税抜）	年率0.70% （税抜）	年率0.025% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④　前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤　当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.791%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため、純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.791%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「１　ファンドの性格　(1) ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

①　信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④　信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、平成28年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5　【運用状況】

【ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）】

(1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		608,277,574	99.78
	内　ケイマン諸島	608,277,574	99.78
親投資信託受益証券		1,001	0.00
	内　日本	1,001	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,323,608	0.22
純資産総額		609,602,183	100.00

(注1)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)　投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

①　【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	GIM TRUST2 SENIOR SECURED LOAN FUND JPY CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	7,202,983.78	86.16 620,636,839	84.44 608,277,574	99.78
2	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	997	1.0042 1,001	1.0041 1,001	0.00

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.78%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.78%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成27年2月末日	442,988,959	―	1.0144	―
3月末日	486,159,879	―	1.0146	―
4月末日	504,668,064	―	1.0225	―
5月末日	524,429,893	―	1.0236	―
6月末日	531,063,736	―	1.0178	―
第1計算期間末 (平成27年7月21日)	532,232,500	540,724,667	1.0028	1.0188
7月末日	611,691,255	―	0.9995	―
8月末日	658,288,045	―	0.9852	―
9月末日	666,352,295	―	0.9747	―
10月末日	662,459,494	―	0.9761	―
11月末日	652,230,985	―	0.9595	―
12月末日	638,254,231	―	0.9396	―
第2計算期間末 (平成28年1月19日)	623,961,861	634,834,543	0.9182	0.9342
平成28年1月末日	621,451,779	―	0.9139	―
2月末日	609,602,183	―	0.9048	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0160
第2計算期間	0.0160

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.9
第2計算期間	△6.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	144,810,102	4,471,357
第2計算期間	160,030,146	11,247,964

(注) 当初設定数量は390,421,716口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネーストック・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		17,000,544,863	51.06
	内 日本	17,000,544,863	51.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		16,297,101,362	48.94
純資産総額		33,297,646,225	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年2月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率(%)
1	574 国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	100.00 5,000,095,440	100.00 5,000,095,440	— 2016/03/14	15.02
2	573 国庫短期証券	日本	国債証券	4,500,000,000	100.00 4,500,048,860	100.00 4,500,048,860	— 2016/03/07	13.51

3	576 国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	100.00 3,500,074,739	100.00 3,500,074,739	— 2016/03/22	10.51
4	578 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	100.00 2,000,030,330	100.00 2,000,030,330	— 2016/03/28	6.01
5	588 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.02 1,000,281,774	100.02 1,000,281,774	— 2016/05/16	3.00
6	556 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.00 1,000,013,720	100.00 1,000,013,720	— 2016/03/10	3.00

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	51.06%
合計	51.06%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）

2016年2月29日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,048円
純資産総額	6.0億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.0%
3カ月間	-4.1%
6カ月間	-6.6%
1年間	-7.8%
3年間	-
5年間	-
設定来	-6.5%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　320円　　設定来分配金合計額：　320円

決算期	第1期 15年7月	第2期 16年1月										
分配金	160円	160円										

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド

運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス	99.8%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	0.0%
合計		99.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日（1月30日）から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		289,666,249	99.76
	内 ケイマン諸島	289,666,249	99.76
親投資信託受益証券		1,001	0.00
	内 日本	1,001	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		708,253	0.24
純資産総額		290,375,503	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	GIM TRUST2 SENIOR SECURED LOAN FUND USD CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	3,057,873.59	99.14 303,182,240	94.72 289,666,249	99.76
2	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	997	1.0042 1,001	1.0041 1,001	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.76%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成27年2月末日	282,007,645	―	1.0304	―
3月末日	295,327,025	―	1.0365	―
4月末日	304,697,613	―	1.0348	―
5月末日	322,356,557	―	1.0832	―
6月末日	321,736,812	―	1.0639	―
第1計算期間末 (平成27年7月21日)	317,918,476	325,477,576	1.0514	1.0764
7月末日	323,425,775	―	1.0508	―
8月末日	318,447,030	―	1.0078	―
9月末日	313,645,598	―	0.9890	―
10月末日	326,097,196	―	1.0009	―
11月末日	330,022,365	―	0.9973	―
12月末日	317,303,443	―	0.9592	―
第2計算期間末 (平成28年1月19日)	300,911,955	306,205,358	0.9095	0.9255
平成28年1月末日	305,658,550	―	0.9199	―
2月末日	290,375,503	―	0.8739	―

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0250
第2計算期間	0.0160

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	7.6
第2計算期間	△12.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	87,104,222	6,736,865
第2計算期間	30,395,793	1,922,118

(注)　当初設定数量は221,996,670口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ・マネーストック・マザーファンド

前記「ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）

2016年2月29日現在　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,739円
純資産総額	2.9億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-5.0%
3カ月間	-10.8%
6カ月間	-11.8%
1年間	-11.6%
3年間	-
5年間	-
設定来	-9.0%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 410円　　設定来分配金合計額： 410円

決算期	第１期 15年7月	第２期 16年1月										
分配金	250円	160円										

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス	99.8%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	0.0%
合計		99.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日（1月30日）から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２　【管理及び運営】

１　【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２　【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター）　0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　http://www.daiwa-am.co.jp/

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができます。

一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3　【資産管理等の概要】

(1)　【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター）　0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　http://www.daiwa-am.co.jp/

(2)　【保管】

該当事項はありません。

(3)　【信託期間】

平成27年1月30日から平成32年1月17日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年1月20日から7月19日まで、および7月20日から翌年1月19日までとします。ただし、第1計算期間は、平成27年1月30日から平成27年7月19日までとし、最終計算期間は、平成31年7月20日から平成32年1月17日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1．から7．までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1．の事項（前1．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2．から前5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1．から前6．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1．から前7．までの規定にしたがいます。

③　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④　運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
   ・委託会社のホームページ
   　アドレス　http://www.daiwa-am.co.jp/
3. 前2．の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤　公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4　【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

①　収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②　換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

【ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成27年7月22日から平成28年1月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,096,951	20,073,212
投資信託受益証券	523,311,366	618,517,011
親投資信託受益証券	1,000	1,001
流動資産合計	543,409,317	638,591,224
資産合計	543,409,317	638,591,224
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,492,167	10,872,682
未払受託者報酬	61,970	86,720
未払委託者報酬	2,604,174	3,644,015
その他未払費用	18,506	25,946
流動負債合計	11,176,817	14,629,363
負債合計	11,176,817	14,629,363
純資産の部		
元本等		
元本	※1 530,760,461	※1 679,542,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 1,472,039	※2 △ 55,580,782
（分配準備積立金）	157,655	2,833,285
元本等合計	532,232,500	623,961,861
純資産合計	532,232,500	623,961,861
負債純資産合計	543,409,317	638,591,224

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成27年1月30日 至 平成27年7月21日	第2期 自 平成27年7月22日 至 平成28年1月19日
営業収益		
受取配当金	11,379,126	17,407,292
受取利息	5,905	2,011
有価証券売買等損益	△ 921,760	△ 59,144,646
営業収益合計	10,463,271	△ 41,735,343
営業費用		
受託者報酬	61,970	86,720
委託者報酬	2,604,174	3,644,015
その他費用	18,506	25,946
営業費用合計	2,684,650	3,756,681
営業利益又は営業損失（△）	7,778,621	△ 45,492,024
経常利益又は経常損失（△）	7,778,621	△ 45,492,024
当期純利益又は当期純損失（△）	7,778,621	△ 45,492,024
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	75,140	△ 297,244
期首剰余金又は期首欠損金（△）	―	1,472,039
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,274,591	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,274,591	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,866	985,359
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,866	10,808
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	974,551
分配金	※1 8,492,167	※1 10,872,682
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,472,039	△ 55,580,782

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成27年7月19日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成27年7月21日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
1.　※1　期首元本額	390,421,716円	530,760,461円
期中追加設定元本額	144,810,102円	160,030,146円
期中一部解約元本額	4,471,357円	11,247,964円

2. 計算期間末日における受益権の総数	530,760,461口	679,542,643口
3. ※2 元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は55,580,782円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第1期 自　平成27年1月30日 至　平成27年7月21日	第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,649,822円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,314,384円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は9,964,206円（1万口当たり187.73円）であり、うち8,492,167円（1万口当たり160円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,550,900円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,767,825円）及び分配準備積立金（155,067円）より分配対象額は15,473,792円（1万口当たり227.71円）であり、うち10,872,682円（1万口当たり160円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	第2期 平成28年1月19日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△899,179	△57,455,528
親投資信託受益証券	0	1
合計	△899,179	△57,455,527

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0028円 (10,028円)	0.9182円 (9,182円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	GIM TRUST2 SENIOR SECURED LOAN FUND JPY CLASS	7,177,369.700	618,517,011	
投資信託受益証券　合計			618,517,011	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	997	1,001	
親投資信託受益証券　合計			1,001	
合計			618,518,012	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）　同ファンドは、平成27年10月15日付でファンドの名称を「JPモルガン トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス」から「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス」へと変更しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド JPYクラス」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

GIM トラスト2－
シニア・セキュアード・ローン・ファンド
（オープン・エンド型ケイマン諸島ユニット・トラスト）
財務諸表
2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄		公正価値
		債券 (99.2%) (d)		
		オーストラリア (1.7%)		
		バンクローン (1.5%)		
		FMG Resources (August 2006) Pty Ltd.		
USD	5,969,925	3.75% due 06/30/19	**ドル**	5,944,553
		バンクローン合計		5,944,553
		社債 (0.2%)		
		FMG Resources August 2006 Pty Ltd.		
USD	750,000	6.00% due 04/01/17 (a)		781,875
		社債合計		781,875
		オーストラリア合計 (**購入費用**6,821,587**ドル**)		6,726,428
		カナダ (3.0%)		
		バンクローン (1.4%)		
		Ceva Logistics Canada ULC		
USD	21,621	6.50% due 03/19/21		21,112
		Garda World Security Corp.		
USD	1,815,852	4.00% due 11/08/20		1,802,233
		Husky Injection Molding Systems Ltd.		
USD	370,000	4.25% due 06/30/21		368,613
		Landmark Aviation FBO Canada, Inc.		
USD	11,334	4.75% due 10/25/19		11,280
		MEG Energy Corp.		
USD	2,984,700	3.75% due 03/31/20		2,974,910
		バンクローン合計		5,178,148
		社債 (1.6%)		
		Bombardier, Inc.		
USD	1,575,000	7.50% due 03/15/18 (a)		1,756,125
		Masonite International Corp.		
USD	830,000	8.25% due 04/15/21 (a) (b)		900,550
		Ultra Petroleum Corp.		
USD	3,500,000	5.75% due 12/15/18 (a) (b)		3,613,750
		社債合計		6,270,425
		カナダ合計 (**購入費用**11,550,763**ドル**)		11,448,573
		キプロス (1.1%)		
		バンクローン (0.9%)		
		Drillships Financing Holding, Inc.		
USD	2,734,925	6.00% due 03/31/21		2,742,911
		Drillships Ocean Ventures, Inc.		
USD	963,115	5.50% due 07/25/21		965,927

		バンクローン合計	3,708,838
		社債 (0.2%)	
		Ocean Rig UDW, Inc.	
USD	689,000	7.25% due 04/01/19 (a) (b)	685,555
		社債合計	685,555
		キプロス合計 (**購入費用**4,431,555**ドル**)	4,394,393
		アイルランド (0.9%)	
		バンクローン (0.9%)	
		Grifols Worldwide Operations Ltd.	
USD	3,615,938	3.16% due 02/27/21	3,588,384
		バンクローン合計	3,588,384
		アイルランド合計(**購入費用**3,581,364**ドル**)	3,588,384
		ルクセンブルグ (6.4%)	
		バンクローン (4.9%)	
		Accudyne Industries Borrower S.C.A.	
USD	600,000	4.00% due 12/13/19	597,300
		Altice Financing S.A.	
USD	4,540,250	5.50% due 07/02/19 (e)	4,625,380

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄		公正価値
		債券 (99.2%) (**続き**)		
		ルクセンブルグ (6.4%) (**続き**)		
		バンクローン (4.9%) (**続き**)		
		Delos Finance S.A.R.L.		
USD	3,463,000	3.50% due 03/06/21	**ドル**	3,438,101
		Delta 2 (Lux) S.A.R.L		
USD	3,840,000	0.00% due 07/30/21 (e)		3,822,413
		Delta 2 (Lux) S.A.R.L.		
USD	312,000	0.00% due 07/29/22 (e)		314,209
		Devix Topco		
USD	250,000	4.25% due 05/02/21		249,687
		Mallinckrodt International Finance S.A.		
USD	2,000,000	3.50% due 03/19/21		1,990,500
		Ortho-Clinical Diagnostics Holdings Luxembourg S.A.R.L.		
USD	905,000	4.75% due 06/30/21		904,620

		Pacific Drilling S.A.	
USD	1,989,950	4.50% due 05/18/18	1,988,079
		VAT Lux III S.A.R.L.	
USD	997,500	4.75% due 02/11/21	996,253
		バンクローン合計	18,926,542
		社債 (1.5%)	
		APERAM	
USD	1,200,000	7.75% due 04/01/18 (a) (b)	1,260,000
		Beverage Packaging Holdings Luxembourg II S.A.	
USD	2,000,000	6.00% due 06/15/17 (a) (b)	2,030,000
		ConvaTec Healthcare E S.A.	
USD	1,765,000	10.50% due 12/15/18 (a) (b)	1,892,963
		INEOS Group Holdings S.A.	
USD	500,000	6.13% due 08/15/18 (a)(b)	516,250
		社債合計	5,699,213
		ルクセンブルグ合計 (**購入費用**24,702,592**ドル**)	24,625,755
		メキシコ (1.0%)	
		社債 (1.0%)	
		Cemex SAB de CV	
USD	3,525,000	4.98% due 10/15/18 (a) (c)	3,745,313
		社債合計	3,745,313
		メキシコ合計 (**購入費用**3,691,454**ドル**)	3,745,313
		オランダ (0.0%)	
		バンクローン (0.0%)	
		Ceva Intercompany BV	
USD	125,400	6.50% due 03/19/21	122,448
		バンクローン合計	122,448
		オランダ合計 (**購入費用**123,612**ドル**)	122,448
		シンガポール (1.4%)	
		バンクローン (1.4%)	
		Avago Technologies Cayman Ltd.	
USD	5,462,000	3.75% due 05/06/21	5,453,315
		バンクローン合計	5,453,315
		シンガポール合計 (**購入費用**5,435,928**ドル**)	5,453,315
		英国 (1.2%)	
		バンクローン (1.0%)	
		Ceva Group PLC	
USD	119,212	6.50% due 03/19/21	115,039
		Seadrill Operating LP	
USD	1,990,000	4.00% due 02/21/21	1,954,339

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄		公正価値
		債券 (99.2%) (**続き**)		
		英国 (1.2%) (**続き**)		
		バンクローン (1.0%) (**続き**)		
		Virgin Media Investment Holdings Ltd.		
USD	2,000,000	3.50% due 06/05/20	**ドル**	1,972,120
		バンクローン合計		4,041,498
		社債 (0.2%)		
		CEVA Group PLC		
USD	645,000	4.00% due 05/01/18 (b)		604,688
		社債合計		604,688
		英国合計 (**購入費用**4,725,653**ドル**)		4,646,186
		米国 (82.5%)		
		バンクローン (71.3%)		
		AdvancePierre Foods, Inc.		
USD	4,477,273	5.75% due 07/10/17		4,492,675
		Alliance HealthCare Services, Inc.		
USD	2,582,970	4.25% due 06/03/19		2,567,627
		Alliance Laundry Systems LLC		
USD	249,573	4.25% due 12/10/18		249,573
		American Casino & Entertainment Properties LLC		
USD	2,984,925	4.50% due 07/03/19		2,984,925
		AmSurg Corp.		
USD	570,000	3.75% due 07/16/21		569,287
		Apex Tool Group LLC		
USD	1,770,518	4.50% due 01/31/10		1,742,490
		Atkore International, Inc.		
USD	650,000	4.50% due 04/09/21		645,937
USD	345,000	7.75% due 10/09/21		342,413
		Avaya, Inc.		
USD	8,152,137	4.66% due 10/26/17		7,897,383
		AZ Chem US, Inc.		
USD	731,804	4.50% due 06/12/21		734,241
USD	106,000	7.50% due 06/12/20		106,795
		Calpine Construction Finance Co. LP		

USD	3,411,393	3.25% due 01/31/22		3,351,693
		Catalent Pharma Solutions, Inc.		
USD	3,210,000	6.50% due 12/31/17		3,226,050
		CDW LLC		
USD	4,775,826	3.25% due 04/29/20		4,711,878
		CEC Entertainment, Inc.		
USD	1,180,000	4.25% due 02/12/21		1,167,704
		Cengage Learning Acquisitions, Inc.		
USD	1,795,500	7.00% due 03/31/20		1,806,345
		Ceva Logistics U.S. Holdings, Inc.		
USD	172,966	6.50% due 03/19/21		168,894
		CHG Healthcare Services, Inc.		
USD	1,500,000	0.00% due 11/19/19 (e)		1,496,715
		Chrysler Group LLC		
USD	3,637,785	3.25% due 12/05/18		3,600,498
USD	4,974,359	3.50% due 05/24/17		4,967,245
		CITGO Petroleum Corp.		
USD	835,000	4.50% due 07/29/21 (e)		837,438
		CityCenter Holdings LLC		
USD	1,030,821	4.25% due 10/16/20		1,029,275
		Clear Channel Communications, Inc.		
USD	1,000,000	3.81% due 01/29/16		992,970
USD	4,000,000	6.91% due 01/30/19		3,938,320
		Colouroz Midco		
USD	1,705,000	0.00% due 05/03/21 (e)		1,699,322

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄		公正価値
		債券 (99.2%) (**続き**)		
		米国 (82.5%) (**続き**)		
		バンクローン (71.3%) (**続き**)		
		Continental Building Products LLC		
USD	1,949,555	4.00% due 08/28/20 (e)	**ドル**	1,935,752
		Cumulus Media Holdings, Inc.		
USD	1,969,259	4.25% due 12/23/20		1,962,485
		Dave & Buster's, Inc.		
USD	290,000	4.50% due 07/25/20		289,202

		DaVita HealthCare Partners, Inc.	
USD	1,075,000	0.00% due 06/24/21 (e)	1,071,571
		Dell International LLC	
USD	4,178,947	4.50% due 04/29/20	4,187,013
		Delta Air Lines, Inc.	
USD	4,969,697	3.25% due 10/18/18	4,921,044
		Dynegy, Inc.	
USD	1,582,060	4.00% due 04/16/20 (e)	1,579,102
		Energy Future Intermediate Holding Co. LLC	
USD	718,504	4.25% due 06/19/16	719,222
		Entegris, Inc.	
USD	1,460,000	3.50% due 04/30/21	1,441,137
		Entravision Communications Corp.	
USD	723,128	3.50% due 05/31/20	710,698
		Fieldwood Energy LLC	
USD	4,750,000	8.38% due 09/30/20	4,852,932
		First Data Corp.	
USD	8,000,000	4.15% due 03/24/21 (e)	7,977,520
		Floatel Delaware LLC	
USD	1,043,539	6.00% due 06/27/20	1,046,147
		Freescale Semiconductor, Inc.	
USD	4,975,000	4.25% due 02/28/20	4,955,448
USD	1,989,975	5.00% due 01/15/21	1,996,204
		Gardner Denver, Inc.	
USD	600,000	4.25% due 07/30/20	598,926
		Gates Global LLC	
USD	1,431,000	4.25% due 07/03/21	1,419,752
		Gemini HDPE LLC	
USD	648,148	0.00% due 08/06/21 (e)	648,148
		Go Daddy Operating Co. LLC	
USD	1,389,000	4.75% due 05/05/21	1,384,486
		Gray Television, Inc.	
USD	460,000	3.75% due 06/13/21	457,585
		Harland Clarke Holdings Corp.	
USD	2,962,500	6.00% due 08/04/19	2,992,125
		HD Supply Inc.	
USD	1,000,305	4.00% due 06/28/18 (e)	994,803
		Hearthside Group Holdings LLC	
USD	1,270,000	4.50% due 06/02/21	1,270,800
		Hi-Crush Partners LP	
USD	837,900	4.75% due 04/23/21	839,995
		Hilton Worldwide Finance LLC	

USD	1,647,458	3.50% due 10/26/20		1,636,551
		HLX PLY Holdings, Inc.		
USD	820,000	0.00% due 06/30/21 (e)		816,925
		Hub International Ltd.		
USD	1,815,450	4.25% due 10/02/20		1,801,072
		Hudson Products Holdings, Inc.		
USD	453,863	5.00% due 03/07/19		453,486
		Ikaria, Inc.		
USD	1,415,730	0.00% due 02/12/21 (e)		1,418,831
		Infor (US), Inc.		
USD	1,760,904	3.75% due 06/03/20		1,745,496

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄		公正価値
		債券 (99.2%) (**続き**)		
		米国 (82.5%) (**続き**)		
		バンクローン (71.3%) (**続き**)		
		Intelligrated, Inc.		
USD	1,825,000	4.50% due 07/30/18	**ドル**	1,807,900
		Interactive Data Corp.		
USD	2,698,000	4.75% due 05/02/21 (e)		2,704,745
		Intrawest Operations Group LLC		
USD	4,094,425	5.50% due 12/09/20		4,114,897
		Inventiv Health, Inc.		
USD	3,912,885	7.75% due 05/15/18		3,898,212
		J. Crew Group, Inc.		
USD	3,635,333	4.00% due 02/28/21		3,561,863
		J.C. Penney Corp., Inc.		
USD	3,084,422	6.00% due 05/22/18		3,101,787
		Jason, Inc.		
USD	998,077	5.50% due 06/30/21		1,001,820
		Key Safety Systems, Inc.		
USD	533,333	0.00% due 08/29/21 (e)		534,336
		Kinetic Concepts, Inc.		
USD	2,985,000	4.00% due 05/04/18		2,971,687
		Lands' End, Inc.		

USD	2,123,844	4.25% due 04/04/21	2,103,944
		Level 3 Financing, Inc.	
USD	6,000,000	4.00% due 08/01/19	5,971,260
		LM U.S. Member LLC	
USD	285,541	4.75% due 10/25/19	284,202
		Marine Acquisition Corp.	
USD	1,987,500	5.25% due 01/21/21	1,987,500
		McGraw-Hill Global Education Holdings LLC	
USD	360,000	0.00% due 03/22/19 (e)	361,800
		MGM Resorts International	
USD	500,000	3.50% due 12/20/19	496,500
		Michaels Stores, Inc.	
USD	2,000,000	3.75% due 01/28/20	1,976,420
		MTL Publishing LLC	
USD	2,992,500	3.75% due 06/29/18	2,969,129
		Murray Energy Corp.	
USD	897,750	5.25% due 11/21/19	903,352
		National Financial Partners Corp.	
USD	2,000,000	0.00% due 07/01/20 (e)	1,987,500
		NEP / NCP Holdco, Inc.	
USD	3,990,000	4.25% due 01/22/20	3,956,763
		New Albertson's, Inc.	
USD	6,002,000	4.75% due 06/27/21 (e)	5,966,348
		Nine West Holdings, Inc.	
USD	1,026,119	4.75% due 10/08/19	1,027,402
		Numericable U.S. LLC	
USD	2,470,000	4.50% due 05/21/20	2,477,731
		NVA Holdings, Inc.	
USD	501,667	4.75% due 08/14/21	502,921
		OSG Bulk Ships, Inc.	
USD	1,090,000	5.25% due 07/22/19	1,095,450
		Par Pharmaceutical Companies, Inc.	
USD	3,990,000	4.00% due 09/30/19	3,955,087
		Peabody Energy Corp.	
USD	2,100,000	4.25% due 09/24/20	2,085,825
		Phibro Animal Health Corp.	
USD	380,000	4.00% due 03/26/21	377,940
		Pinnacle Foods Finance LLC	
USD	4,032,403	3.25% due 04/29/20	3,980,304
		Post Holdings, Inc.	
USD	975,000	0.00% due 06/02/21 (e)	974,152

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄		公正価値
		債券 (99.2%) (**続き**)		
		米国 (82.5%) (**続き**)		
		バンクローン (71.3%) (**続き**)		
		Quikrete Holdings, Inc.		
USD	3,000,000	4.00% due 09/28/20	**ドル**	2,980,620
		Rexnord LLC / RBS Global, Inc.		
USD	1,989,975	4.00% due 08/21/20		1,976,165
		Rite Aid Corp.		
USD	498,750	3.50% due 02/21/20		495,757
USD	4,700,000	4.88% due 06/21/21		4,711,750
		ROC Finance LLC		
USD	3,979,949	5.00% due 06/20/19		3,858,083
		Sabine Oil & Gas LLC		
USD	3,000,000	8.75% due 12/31/18		3,036,240
		Sage Products Holdings III LLC		
USD	1,735,772	4.25% due 12/13/19		1,733,602
		Scientific Games International, Inc.		
USD	1,990,000	4.25% due 10/18/20		1,962,220
		Seventy Seven Operating LLC		
USD	520,000	3.75% due 06/25/21		519,782
		Sitel LLC		
USD	952,143	7.48% due 01/30/17		956,904
		Southcross Energy Partners LP		
USD	330,000	5.25% due 08/04/21		331,858
		Southcross Holdings Borrower LP		
USD	785,000	0.00% due 08/04/21 (e)		787,944
		Spin Holdco, Inc.		
USD	2,017,750	4.25% due 11/14/19		2,000,599
		Stallion Oilfield Holdings, Inc.		
USD	2,915,839	8.00% due 06/19/18		2,948,642
		Station Casinos LLC		
USD	3,183,345	4.25% due 03/02/20		3,170,420
		STHI Holding Corp.		
USD	971,000	0. 00% due 08/06/21 (e)		967,767
		STS Operating, Inc.		

USD	498,750	4.75% due 02/19/21	498,959
		Stuart Weitzman Acquisition Co. LLC	
USD	800,000	4.50% due 03/04/20	793,504
		Summit Materials LLC	
USD	1,000,000	0.00% due 01/30/19 (e)	1,000,630
		Supervalu, Inc.	
USD	8,025,502	4.50% due 03/21/19 (e)	7,965,310
		Syniverse Holdings, Inc.	
USD	2,000,000	4.00% due 04/23/19	1,980,000
		The Attachmate Group, Inc.	
USD	2,406,333	7.25% due 11/22/17	2,430,396
		The Hillman Group, Inc.	
USD	317,000	4.50% due 06/30/21	316,867
		The Neiman Marcus Group, Inc.	
USD	1,533,959	4.25% due 10/25/20	1,521,273
		Tribune Co.	
USD	6,532,682	4.00% due 12/27/20 (e)	6,519,617
		TWCC Holding Corp.	
USD	70,000	3.50% due 02/13/17	69,103
		Unifrax Holding Co.	
USD	219,000	4.25% due 11/28/18	217,905
		University Support Services LLC	
USD	783,000	5.75% due 08/07/21	783,979
		Univision Communications, Inc.	
USD	7,343,747	4.00% due 03/01/20	7,293,295
		UPC Financing Partnership	
USD	3,900,000	3.25% due 06/30/21	3,831,282
		USI, Inc.	
USD	1,000,000	0.00% due 12/27/19 (e)	990,830

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

額面	銘柄	公正価値
	債券 (99.2%) (**続き**)	
	米国 (82.5%) (**続き**)	
	バンクローン (71.3%) (**続き**)	
	Utex Industries, Inc.	

USD	426,000	5.00% due 05/22/21	ドル	426,000
		Visant Corp.		
USD	1,000,000	0.00% due 08/13/21 (e)		995,630
	3,916,442	5.25% due 12/22/16		3,895,646
		Viskase Companies, Inc.		
USD	1,987,506	4.25% due 01/22/21		1,961,430
		Windstream Corp.		
USD	1,798,431	3.50% due 01/23/20		1,789,439
		WMG Acquisitions Corp.		
USD	4,974,937	3.75% due 07/01/20		4,844,345
		WNA Holdings, Inc.		
USD	1,236,913	4.50% due 06/07/20		1,230,728
		XO Communications LLC		
USD	2,572,725	4.25% due 03/20/21 (e)		2,563,721
		Zayo Group LLC		
USD	7,467,041	4.00% due 06/16/19		7,434,858
		バンクローン合計		276,384,028
		社債 (11.2%)		
		AES Corp. / VA		
USD	1,500,000	3.23% due 06/01/19 (b) (c)		1,507,500
		Ashland, Inc.		
USD	1,500,000	3.88% due 04/15/18 (b)		1,535,625
		Bumble Bee Holdings, Inc.		
USD	1,875,000	9.00% due 12/15/17 (a) (b)		1,987,500
		CCO Holdings LLC		
USD	2,550,000	8.13% due 04/30/20 (b)		2,734,875
		Chesapeake Energy Corp.		
USD	1,758,000	3.48% due 04/15/19 (b) (c)		1,775,580
		Chrysler Group LLC		
USD	900,000	8.00% due 06/15/19 (b)		968,085
		Claire's Stores, Inc.		
USD	4,000,000	9.00% due 03/15/19 (a) (b)		4,160,000
		Comstock Resources, Inc.		
USD	1,000,000	7.75% due 04/01/19 (b)		1,067,500
USD	500,000	9.50% due 06/15/20 (b)		562,500
		Continental Airlines 2003-ERJ1 Pass Through Trust		
USD	1,708,777	7.88% due 07/02/18		1,845,479
		Continental Airlines 2005-ERJ1 Pass Through Trust		
USD	1,147,417	9.80% due 04/01/21		1,313,792
		Deluxe Corp.		
USD	370,000	7.00% due 03/15/19 (b)		388,500

		Energy XXI Gulf Coast, Inc.		
USD	2,500,000	7.75% due 06/15/19 (b)		2,612,500
		First Data Corp.		
USD	190,000	7.38% due 06/15/19 (a) (b)		202,825
		Frontier Communications Corp.		
USD	650,000	8.13% due 10/01/18		756,275
		GenOn Energy, Inc.		
USD	1,000,000	9.88% due 10/15/20 (b)		1,055,000
		Goodman Networks, Inc.		
USD	850,000	12.13% due 07/01/18 (b)		922,250
		Hardwoods Acquisition, Inc.		
USD	745,000	7.50% due 08/01/21 (a) (b)		758,038
		KB Home		
USD	850,000	9.10% due 09/15/17		983,875
		Lennar Corp.		
USD	1,000,000	6.95% due 06/01/18		1,105,000
		MGM Resort International		
USD	350,000	11.38% due 03/01/18		442,750

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

	額面	銘柄	純資産に占める割合（%）	公正価値
		債券(99.2%) (**続き**)		
		米国(82.5%) (**続き**)		
		社債(11.2%) (**続き**)		
		Pittsburgh Glass Works LLC		
USD	1,675,000	8.00% due 11/15/18 (a) (b)	**ドル**	1,788,063
		Reynolds Group Issuer, Inc.		
USD	1,900,000	9.00% due 04/15/19 (b)		1,995,000
		Ridgebury Crude Tankers LLC		
USD	785,000	7.63% due 03/20/17 (b)		808,550
		Seneca Gaming Corp.		
USD	450,000	8.25% due 12/01/18 (a) (b)		474,750
		SITEL LLC		
USD	267,000	11.00% due 08/01/17 (a) (b)		279,015
		Smithfield Foods, Inc.		

USD	2,000,000	5.25% due 08/01/18 (a) (b)			2,080,000
		Sprint Communications, Inc.			
USD	170,000	9.00% due 11/15/18 (a)			202,087
		T-Mobile USA, Inc.			
USD	380,000	6.46% due 04/28/19 (b)			396,150
		Tops Holding Corp.			
USD	825,000	8.88% due 12/15/17 (b)			880,688
		United Surgical Partners International, Inc.			
USD	1,000,000	9.00% due 04/01/20 (b)			1,092,500
		US Airways 2013-1 Class B Pass Through Trust			
USD	875,000	5.38% due 11/15/21			903,437
		VWR Funding, Inc.			
USD	1,437,000	7.25% due 09/15/17 (b)			1,516,035
		Wells Enterprises, Inc.			
USD	772,000	6.75% due 02/01/20 (a) (b)			806,740
		Windstream Corp.			
USD	1,250,000	7.88% due 11/01/17			1,421,875
		社債合計			43,330,339
		米国合計(購入費用321,546,407**ドル**)			319,714,367
		債券合計(購入費用386,610,915**ドル**)			384,465,162
		短期金融商品(8.1%)			
		シンガポール(8.1%)			
		定期預金 (8.1%)			
		DBS Bank Ltd.			
USD	31,572,812	0.03% due 09/02/14			31,572,812
		定期預金合計			31,572,812
		シンガポール合計(購入費用31,572,812**ドル**)			31,572,812
		短期金融商品合計(購入費用31,572,812**ドル**)			31,572,812
		保有銘柄合計(購入費用418,183,727**ドル**)	107.3%	**ドル**	416,037,974
		現金およびその他の資産を超過する負債	(7.3)		(28,214,269)
		純資産	100.0%	**ドル**	387,823,705

(a) 144A**証券。**1933**年証券法**144A**ルールに従って、登録が免除されている有価証券。登録が免除されたまま、通常は適格機関投資家に転売が可能である。特に断りの無い限り、当該有価証券は流動性がないとは見なされない。**

(b) **償還条項付き証券**

(c) 2014**年**8**月**31**日時点の変動利付き証券**

(d) **タームローンは変動金利債務である。表示されているクーポンレートは期間末時点の利率を表している。**

(e) **このポジションのすべてもしくは一部は期間末時点で未決済のローン・コミットメントを表している。この購入に関連する特定の詳細は、クーポンレートを含め、決済日以前は不明。**

財務諸表に対する注記を参照してください。

投資明細表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

クラスB - JPYクラスの為替先渡契約（2014年8月31日現在）

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価（損）益
JPY	HSBC Bank PLC	26,238,862,297	2014年9月26日	USD	255,658,415	ドル -	ドル (3,039,257)	ドル (3,039,257)
JPY	Royal Bank of Canada	108,349,558	2014年9月26日	USD	1,042,986	168	-	168
USD	Royal Bank of Canada	28,483	2014年9月26日	JPY	2,900,000	562	-	562
USD	Royal Bank of Canada	4,989,004	2014年9月26日	JPY	510,900,000	70,227	-	70,227
						ドル 70,957	ドル (3,039,257)	ドル (2,968,300)

通貨の略称:

JPY - 日本円

USD - 米ドル

デリバティブ商品の価値

次の表は当ファンドのデリバティブ取引の概要を示したものである。デリバティブ商品の詳細については、財務諸表への注記に付随する注記2に記載のあるデリバティブ商品の項および注記6のリスク要因の項を参照してください。

	カウンターパーティ	デリバティブ資産額	デリバティブ負債額
店頭（OTC）デリバティブ			
為替先渡契約	HSBC Bank PLC	ドル -	ドル (3,039,257)
	Royal Bank of Canada	70,957	-
マスターネッティング契約の対象とならないデリバティブ合計		ドル 70,957	ドル (3,039,257)

財務諸表に対する注記を参照してください。

貸借対照表

2014年8月31日現在

（米ドル建て）

資産

投資証券(公正価値) (購入費用418,183,727ドル)	ドル	416,037,974
現金		1,105
為替先渡契約評価益		70,957
未収:		
投資証券売却額		5,228,235
利息		2,824,089
その他の資産		183,127
資産合計		424,345,487

負債		
為替先渡契約評価損		3,039,257
未払:		
投資証券購入額		32,439,769
投資運用報酬		804,272
保管報酬		81,938
専門家報酬		69,999
会計および管理報酬		65,367
名義書換代理報酬		11,771
運用会社報酬		9,409
負債合計		36,521,782

純資産	ドル	387,823,705

純資産		
クラス A - USD クラス	ドル	138,901,155
クラス B - JPY クラス		248,922,550
	ドル	387,823,705

発行済受益証券数		
クラス A - USD クラス		143,990,507
クラス B - JPY クラス		262,349,195

受益証券1口当たり純資産		
クラス A - USD クラス	ドル	0.965
クラス B - JPY クラス	ドル	0.949

財務諸表に対する注記を参照してください。

損益計算書

2014年2月20日 (業務開始日) から2014年8月31日まで

（米ドル建て）

投資収益		
利子収益	ドル	7,690,676
投資収益合計		7,690,676
費用		
投資運用報酬		1,005,591
保管報酬		122,488
会計および管理報酬		101,526
専門家報酬		99,615
名義書換代理報酬		19,338
運用会社報酬		19,338
設立費用		3,213
その他の費用		200
費用合計		1,371,309
純投資収益		6,319,367
実現および評価（損）益:		
実現（損）益:		
有価証券投資		(690,602)
外国為替取引および為替先渡契約		(1,072,476)
実現純損失		(1,763,078)
評価（損）益の純増減:		
有価証券投資		(2,145,753)
為替換算および為替先渡契約		(2,968,300)
評価損の純増減		(5,114,053)
実現評価損		(6,877,131)
運用による純資産の純減額	ドル	(557,764)

財務諸表に対する注記を参照してください。

純資産変動計算書

2014年2月20日 (業務開始日) から2014年8月31日まで

（米ドル建て）

運用による純資産の純増加（減少）:		
投資純収益	**ドル**	6,319,367
実現純損失		(1,763,078)
評価損の純増減		(5,114,053)
運用による純資産の純減額		(557,764)
既払分配金額		(8,771,660)
受益証券の発行および買戻による純資産の純増額		397,153,129
純資産の純増額		387,823,705
純資産		
期首		–
期間末	**ドル**	387,823,705

	クラス A - USD **クラス**		**クラス** B - JPY **クラス**	
受益証券の発行および買戻				
受益証券口数				
発行		147,520,000		263,725,760
分配金による再投資口数		3,233,393		5,919,575
買戻		(6,762,886)		(7,296,140)
受益証券の純増（減）口数		143,990,507		262,349,195
金額				
発行	**ドル**	144,182,183	**ドル**	257,800,873
分配金による再投資額		3,101,960		5,669,700
買戻		(6,559,402)		(7,042,185)
受益証券の発行および買戻による純資産の純増額	**ドル**	140,724,741	**ドル**	256,428,388

財務諸表に対する注記を参照してください。

財務ハイライト

2014**年**2**月**20**日** (**業務開始日**) **から**2014**年**8**月**31**日まで**

（米ドル建て）

1**口当たりデータの抜粋：**

	クラス A – USD **クラス**		**クラス** B – JPY**クラス**	
期首の1**口当たりの純資産価値**	**ドル**	0.977	**ドル**	0.977
配当等収益＊		0.017		0.017

運用による実現純損失および評価純損失		(0.008)		(0.023)
運用による収益（損失）合計		0.009		(0.006)
既払分配金額		(0.021)		(0.022)
期間末の1口当たりの純資産価値	ドル	0.965	ドル	0.949
投資利回り＊＊[1]		0.98%		(0.67)%
期間末純資産	ドル	138,901,155	ドル	248,922,550
純資産平均に対する費用の割合[2]		0.68%		0.68%
純投資収益の純資産平均に対する比率[2]		3.28%		3.28%

＊該当期間の平均口数で計算。

＊＊1年未満の場合には年換算せず。

[1]投資利回りは再投資効果を想定。

[2]専門家報酬および設立費用を除き、1年未満の期間は年換算。

財務諸表に対する注記を参照してください。

財務諸表への注記

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

1. 組織

シニア・セキュアード・ローン・ファンド（以下「当ファンド」）はJPMorgan Trust 2（以下「当トラスト」）のシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島信託法（改正）に基づいて2014年2月17日付で設立されたユニット・トラストである。当ファンドは2014年2月17日に補足型信託証書により設立され、Intertrust SPV (Cayman) Limited（以下「受託会社」）により署名された。 受託会社はケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改正）に準拠して信託事業に従事するために法人化され、認可を受けた信託会社である。当ファンドはケイマン諸島信託法（改正）に基づく特例投資信託として登録されている。当ファンドは2014年2月20日に運用を開始した。

JP. Morgan Investment Management Inc.（以下「投資運用会社」）は当ファンドの投資運用会社として従事している。

当ファンドの第一の投資目的は安定した収益の確保であり、第二の投資目的は緩やかな資本の増加である。当ファンドは主としてシニア担保付融資（バンクローン）に投資することで投資目的の達成を目指す。当ファンドの参照インデックス（以下「参照インデックス」）はCredit Suisse Leveraged Loan Index 85%およびBofA ML 1-3y US Cash Pay Non-Extendable HY Constrained Index 15%の加重平均である。

現在投資家に提供されているのは、クラスA – USDクラスおよび日本円建てのクラスB – JPYクラスの2つの受益証券クラスである。各クラスの購入申込および償還は日本円で支払われる。ただし、当ファンドの運用通貨ならびに財務報告通貨は米ドルである。

クラス A -日本円で表示されるUSDクラスは、（米ドル建投資に対するエクスポージャーの結果として生じる）米ドルに対する通貨エクスポージャーを転換することは目指さず、ヘッジされることはない。

クラスB -日本円で表示されるJPYクラスは、円のロング・ポジションと米ドルのショート・ポジションをとるという外国為替投資戦略を通じて、（米ドル建投資に対するエクスポージャーの結果として生じる）米ドルに対する通貨エクスポージャーを管理することを目指している。

通常の環境においては、(1) 米ドル建投資に対するエクスポージャーと (2) 各クラス固有の当該通貨の想定元本との比率は95〜105%である。

2. 重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（「米国GAAP」）に準拠した財務諸表を作成する際に、一貫して従う重要な会計方針の要旨である。米国GAAP に準拠した財務諸表の作成にあたり、経営陣は公表額および財務諸表の開示に影響を与える推定および想定を行うことが求められる。実際の結果はこれらの推定と異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定。特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価額（以下「Net Asset Value」）とは、(a) 各クラス資産に帰属する資産から係るクラス資産に帰属する負債（係るクラスの管理・法律・監査、その他の専門家報酬および費用を含むが、これに限るものではない）を差し引いた額を、(b) 係るクラスの受益証券の発行済口数で除した額である。各クラスの帰属分に応じた利益、収益、損失、費用等は、係るクラスに正確に割り当てられている。

(B) 有価証券の評価。Net Asset Valueの計算にあたり、市場価格を簡単に入手できるポートフォリオの組入証券およびその他の資産は、直近の公表取引価格に基づき評価される。取引価格が公表されていない場合には、相場報告システム、マーケット・メイカーまたは価格評価機関から入手した時価に基づき、評価される。価格評価機関はマーケット・メイカーの提供する情報または同様な特徴をもつ投資証券や債券に関する利回りデータから入手した市場価格の試算値を使用する。満期が60日以下の短期金融商品は公正価値に近似する償却原価で計上される。

財務諸表への注記（続き）
2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

債券と非上場デリバティブは通常、確立されたマーケットメーカー、またはプライシング・サービスから入手する相場価格をベースに評価される。当ファンドは米国証券市場に上場されている有価証券への投資を、係る証券が主に取引される証券取引所または公正な市場の終値に基づき、若しくは終値がない場合には係る証券取引所の直近の買気配値により、その価格を評価する。相場価格が容易に入手できる各有価証券の価格は、係る有価証券にとって最も広範且つ代表的な市場の価格に基づく。相場価格が容易に入手できない有価証券または他の資産（特定の制約を受け流動性の低い有価証券を含む）は、投資運用会社が設定した手続きに従ってその公正価値が評価される。当ファンドの一部の投資証券は、市場条件によっては、比較的薄商いの中で取引されることもあれば、乱高下の中で取引されることもある。その結果、当ファンドが当該有価証券の評価に使用する価格は、当該有価証券が売却されていた場合の価格と異なる場合があり、その差異は財務諸表にとって重大な影響を及ぼす可能性がある。

市場相場価格が容易に入手できない有価証券およびその他の資産は受託会社の権限に従い投資運用会社の助言を得て管理事務代行会社によって誠実に決定された公正価値で評価される。管理事務代行会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価する複数の手法を採用した。例えば、日々の市場相場価格がすぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、ブローカー相場価格）が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理者は当ファンドの有価証券または資産の価額に重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

当ファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、投資運用会社またはその指示の下に行動する代理人が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価額の計算をもたらすことを意図しているが、当ファンドは、投資運用会社またはその指示の下に行動する代理人によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合（例えば強制競売または清算売却の際）に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。当ファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

公正価値の測定 – 当ファンドは米国GAAPの下での公正価値測定および開示に関わる当局のガイダンスに従い、公正価値の測定に使用される評価技法へのインプットの優先順位付けを行うヒエラルキーによって投資の公正価値を開示する。当ガイダンスは、測定日に市場参加者の間で行われる秩序ある取引における資産売却価格または負債譲渡価格‐すなわち出口価格に焦点を当てた公正価値について、一貫した定義が提供されている。ヒエラルキーでは、活発な市場における同一の資産または負債の調整前公表価格に基づく評価に対して最も高い優先順位が与えられ（レベル１の測定）、評価にとって重要な、観察不能なインプットに基づく評価に対して最も低い優先順位が与えられる（レベル3の測定）。ガイダンスでは以下のとおり、公正価値ヒエラルキーに関して3つのレベルが設定されている。

- レベル１ – 公正価値の測定が、活発な市場における同一の資産または負債の調整前公表価格から導き出されるもの。

- レベル2 – 公正価値の測定が、資産または負債について観察可能なレベル１に含まれる公表価格以外のインプットから直接（たとえば、価格）または間接的（たとえば、価格から導き出されたもの）に導き出されるもの。

- レベル3 – 公正価値の測定が、観察可能な市場データに基づかない資産または負債についてのインプット（観察不能なインプット）を含む評価技術から導き出されたもの。

財務諸表への注記（続き）

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

インプットは様々な評価技法を適用する際に使用され、リスクに関わる想定など、評価決定を行うために市場参加者が一般的に用いる想定を指す。インプットには価格情報、一般的または特定の信用データ、流動性の統計値、その他の要素が含まれる。公正価値ヒエラルキー内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要な、最低レベルのインプットに基づいている。しかし、何をもって「観察可能」と判定するかに関しては、投資運用会社の重要な判断が必要となる。投資運用会社が観察可能とみなすデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性があり検証可能で、自社のものではなく、当該市場に積極的に関わっている独立した情報源から提供される市場データである。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資運用会社が当該商品に対してみなすリスクに必ずしも対応しているわけではない。

投資証券 – 活発な市場における公表市場価格に基づいて評価されるためにレベル1に分類されている投資証券。一定の短期金融証券（money market securities）を含んでいる。

活発とみなされない市場で取引され、公表市場価格、ディーラーの気配値、または観察可能なインプットによって裏付けられている代替的な値付けの源泉に基づいて評価される投資証券は、レベル2に分類される。これには投資適格社債とバンクローンが含まれる。レベル2の投資証券には活発な市場では取引されなかったり、譲渡制限の対象となるポジションが含まれるため、一般に入手可能な市場情報に基づき、非流動性や譲渡不可能性を反映するように評価が調整される場合がある。

デリバティブ商品 – デリバティブ商品は取引所で取引されるか、店頭において（OTC）当事者間で交渉することもできる。取引所で取引されるデリバティブ商品、たとえば先物契約は、活発に取引されているとみなされているかどうかにより、公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に一般的には分類される。

為替先物契約も含めたOTCデリバティブは、カウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取った気配値が、入手可能で信頼できると考えられる場合はつねに、これらの観察可能なインプットを用いて投資運用会社が評価を行う。モデルが使用される事例においては、OTCデリバティブの価値は観察可能なインプットの入手可能性および信頼性はもちろん、当該金融商品の契約条件およびそれに内在する特定のリスクに依拠している。こうしたインプットに含まれるものは参照証券の市場価格、利回り曲線、信用曲線、当該インプットの相関などである。ジェネリック先物（generic forwards)などの一定のOTCデリバティブは市場データにより一般的に補完されうるインプットをもつので、レベル2と分類される。

流動性が劣るまたはインプットが観察不能である OTCデリバティブはレベル3に分類される。これらの流動性の劣るOTCデリバティブの評価にはレベル1またはレベル2もしくは両方のインプットを使用できるが、公正価値決定にとって重要と考えられるその他の観察不能インプットも利用可能である。

次の表は2014年8月31日現在の評価に係るヒエラルキーにおいて表題別レベル別に貸借対照表に計上されている金融商品を示したものです*。

財務諸表への注記（続き）

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

資産:	活発な市場における同一投資の（調整前）公表価格（レベル1）	重要な他の観察可能なインプット（レベル2）	重要な観察不能なインプット（レベル3）	2014年8月31日現在の公正価値
債券				
オーストラリア	ドル -	ドル 6,726,428	ドル -	ドル 6,726,428
カナダ	-	11,448,573	-	11,448,573
キプロス	-	4,394,393	-	4,394,393
アイルランド	-	3,588,384	-	3,588,384
ルクセンブルグ	-	24,625,755	-	24,625,755
メキシコ	-	3,745,313	-	3,745,313
オランダ	-	122,448	-	122,448
シンガポール	-	5,453,315	-	5,453,315
英国	-	4,646,186	-	4,646,186

米国		-		319,714,367		-		319,714,367
短期金融商品								
定期預金		31,572,812		-		-		31,572,812
投資総額	ドル	31,572,812	ドル	384,465,162	ドル	-	ドル	416,037,974
金融デリバティブ商品**								
資産								
為替先渡契約	ドル	-	ドル	70,957	ドル	-	ドル	70,957
負債								
為替先渡契約	ドル	-	ドル	(3,039,257)	ドル	-	ドル	(3,039,257)

*証券のカテゴリーについての詳細については投資明細表を参照。

**為替先渡契約などの金融デリバティブ商品は、当該商品の評価損益で評価される。

2014年8月31日で終了した期間において、レベル１、レベル２およびレベル3間を移動した資産はなかった。当ファンドでは期間末において各レベル間で移動のある投資額を計上している。

(C) 分配方針。当ファンドは半年毎に分配を宣言する予定である。分配金は基準日の翌営業日に再投資される。

分配対象額は純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲインである。受託会社は純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲインに加えて元本から分配を宣言できる。

2014年8月31日に終了した期間において、公表され再投資された分配金は以下のとおりである。

既払分配金	（源泉）純投資収益、資産売却益および資本
クラス A - USDクラス	ドル 3,101,960
クラスB - JPYクラス	5,669,700
合計	ドル 8,771,660

(D) 有価証券取引および投資収益。有価証券取引は財務諸表目的上約定日時点で計上される。売却有価証券実現損益は先入先出法により計上される。利子所得は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却を調整した後、発生主義により計上される。不動産ローン関連およびその他の資産担保証券およびバンクローンの償還利益損失は金利収益として損益計算書に記録される。当ファンドはローン購入活動に関連して一定の手数料を得る。当該手数料は獲得した金利支払いに追加され、ローン・ファシリティ手数料およびローン遅延補償手数料を含む場合がある。当該手数料は損益計算書に収益として計上される。その他収益には定期預金の利息収入が含まれる場合がある。

(E) 現金と外貨。当ファンドの運用通貨および財務報告通貨は米ドルである。外国証券、保有通貨およびその他の資産および負債の公正価値は各営業日に最新の為替レートを用い当ファンドの運用通貨に換算される。為替レートの変動から生じる保有通貨およびその他の資産および負債の変動額は外国為替評価損益として計上される。投資有価証券および収益ならびに経費の実現損益および評価損益は当該取引の各取引日および報告日にそれぞれ換算される。有価証券およびデリバティブへの投資に係る外国為替レート変動による効果は当該証券の市場価格および価値の変更効果から損益計算書上分別されることなく実現・評価純損益に含まれる。現金残高は通常Brown Brothers Harriman & Co.（管理事務代行会社兼保管会社）の口座に保有される。

財務諸表への注記（続き）

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

(F) 定期預金。当ファンドは保管会社を通じて、投資運用会社の決定した適格の預金金融機関に余資残高を翌日物定期として預金する。これらの預金は当ファンドの投資明細表に短期金融商品として分類されている。（通貨需要が減退する期間においては、当ファンドは通貨預金手数料を支払うことがある。この場合当ファンドには支払費用が発生することがある。）

(G) 為替先渡契約。当ファンドは外国為替変動に対するエクスポージャーを管理するため、為替先渡契約（将来の一定の期日に、契約時点に設定した価格で外貨を売買する取り決め）を行う場合がある。また、当ファンドは利益を生み出すため、為替先渡契約を行う場合がある。予約価格は当該通貨の適用為替レートを参照して日次で調整され、評価損益として財務諸表作成上、決済日まで記録される。先渡契約が決済される際に、当ファンドは取引の決済による手取金（または費用）と契約時における計上額との差異に相当する実現損益を計上する。当ファンドは外貨購入時には契約価額の範囲内で、外貨売却時には無制限に、オフバランスシート・リスクにさらされている。さらに、当ファンドはカウンターパーティが契約条件を守れない場合や通貨価値が基準通貨に対し、好ましくない方向に変化した場合には、リスクにさらされる。

(H) バンクローン。当ファンドは固定金利および変動金利バンクローンに投資することができる。当該投資対象は一般的にローン・パーティシペーションの形態となり、以下に記載するローン商品を含む場合がある。

シニアローン。 シニアローンは一般的にさまざまな産業および地理的地域で事業を行う企業、パートナーシップおよびその他事業体に対して実行される。シニアローンは通常借り手の資本構成の最上位に位置し、通常特定の担保が確保され、借り手の一般資産に対する債権を保有し、その債権は劣後債務保有者および借り手の株式保有者が保有する債権に優先する。借り手は通常シニアローンによる手取り金を、レバレッジドバイアウト、資本増強、合併、買収および株式購入のための資金として、ならびに程度は低いものの、内部成長のための資金としておよびその他の企業目的のために利用する。シニアローンは通常、日次、月次、四半期毎、もしくは半年毎に、基準貸出金利を参照しプレミアムを加えて決定された金利が付される。当該基準貸出金利は一般的にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、1行もしくはそれ以上の米国主要銀行によって提示されるプライムレートまたは譲渡性預金証書の金利、その他商業的貸付業者が使用する基準貸出金利である。当該投資対象は一般的に投資適格未満である。

*第二順位担保権付ローン。*第二順位担保権付ローンは公的および民間の企業およびその他の非政府系企業体ならびに発行体によってさまざまな目的のために実行されたローンである。第二順位担保権付ローンは関連する借り手の1つもしくはそれ以上のシニアローンに対する支払い順位が2番目となる。第二順位担保権付ローンは通常第二順位の抵当権または担保権が付されているか、ローンに関する借り手の債務を保証する特定の担保が付され、通常シニアローンと同等の保障および権利が付されている。第二順位担保権付ローンは当該借り手のシニアローン以外の関連する借り手のいかなる債務に対する支払いの権利に劣後しない（および条件によって劣後するようにできない）。第二順位担保権付ローンは、シニアローンと同様に、通常調整可能な変動金利による支払いを受ける。第二順位担保権付ローンはシニアローンに劣後するため、投資リスクは大きいが多くの場合当該追加リスクを反映したより高い金利が支払われる。当該投資対象は一般的に投資適格未満である。劣後的な地位を除き、第二順位担保権付ローンは上記シニアローンと同様の多くの特徴やリスクを有する。

財務諸表への注記（続き）
2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

---

*その他の担保付ローン。*シニアローンおよび第二順位担保権付ローン以外の担保付ローンは公的および民間の企業およびその他の非政府系企業体ならびに発行体によってさまざまな目的のために実行されたローンである。当該担保付ローンは借り手の1つもしくはそれ以上のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに対する支払い順位が下位になる場合がある。当該担保付ローンは通常下位の抵当権または担保権が付されているか、ローンに関する借り手の債務を保証する特定の担保が付され、通常シニアローンおよび第二順位担保権付ローンに劣後する保障および権利が付されている。担保付ローンは将来発行される借り手のより上位の債務に対する支払い順位が劣後することになる可能性がある。当該担保付ローンは固定金利または調整可能な変動金利が付される場合がある。当該担保付ローンは借り手のシニアローンおよび第二順位担保権付ロー

ンより支払い順位が下位となる可能性があるため、投資リスクはシニアローンおよび第二順位担保権付ローンより大きくなる場合があるが、多くの場合当該追加リスクを反映したより高い金利が支払われる。当該投資対象は一般的に投資適格未満である。劣後的な地位を除き、当該投資対象は上記シニアローンおよび第二順位担保権付ローンと同様の多くの特徴やリスクを有する。しかし、当該ローンは借り手のシニアローンおよび第二順位担保権付ローンに対する支払い順位が下位となる可能性があるため、借り手のより上位の担保付債務を履行した後に、当該ローンを保証する借り手のキャッシュフローや不動産が予定された返済に足りなくなる追加的なリスクを負う場合がある。当該担保付ローンはシニアローンや第二順位担保権付ローンより価格の変動性が大きくなると予想されることもあり、流動性も低い可能性がある。また、オリジネーターがその他の担保付ローンへのパーティシペーションを売却できない可能性があり、このため信用リスクエクスポージャーがより大きくなる。

*無担保ローン。*無担保ローンは公的および民間の企業およびその他の非政府系企業体ならびに発行体によってさまざまな目的のために実行されたローンである。無担保ローンは一般的に借り手の担保付債務の保有者と比較して支払い順位が下位になる。無担保ローンは抵当権または担保権が付されない、もしくはローンに関する借り手の債務を保証する特定の担保が付されない。無担保ローンは条件によりシニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他担保付ローンを含む借り手のその他の債務に対する支払いにおいて劣後するもしくは劣後するようになる可能性がある。無担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利が付される場合がある。無担保ローンは借り手の担保付債務に劣後するため、投資リスクは大きいが多くの場合当該追加リスクを反映したより高い金利が支払われる。当該投資対象は一般的に投資適格未満である。劣後的な地位および無担保であることを除き、当該投資対象は上記シニアローン、第二順位担保権付ローンおよびその他担保付ローンと同様の多くの特徴やリスクを有する。

*ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ。*当ファンドは貸し手が一定の期間、借り手の要求に応じて上限金額まで貸付を行うことに合意するディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティを締結もしくはパーティシペーションを取得することができる。これらのコミットメントは、当該企業の財務状況では当該金額が返済される可能性が低いときなど、さもなければ投資の増額を決定しなかったであろうときに、当該企業への投資を増やすことを当ファンドに要求する効果を有する場合がある。当ファンドが追加資金を増額するコミットする程度において、当該コミットメントを満たすのに十分な金額を投資運用会社が現金化すると決定した資産を分離もしくは「特定する」。

2014年8月31日時点、当ファンドには資金手当てがされていないローン・コミットメントの残高はない。

(l) デリバティブ商品。ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動についての開示を求めている。ASCは当ファンドについて次の事の開示を求めている: a) ファンドがデリバティブ商品を用いる方法と理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目の計上方法、および c) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目の当該組織の財務状況、財務実績およびキャッシュフローへの影響。

当ファンドはASC 815 に基づくヘッジ商品としていかなるデリバティブ商品も指定していない。

ファンドの保有する為替先渡契約は経済面でのヘッジ目的で使用される。しかし、これらのデリバティブ商品はASC 815の要件のもとでの会計上のヘッジ要件を満たしていない。これらのデリバティブ商品の公正価値は、実現損益を反映した公正価値変動額が貸借対照表に、またはデリバティブ商品に係る評価（損）益の純増減として損益計算書に計上されている。

財務諸表への注記（続き）

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

デリバティブ商品貸借対照表計上公正価値（2014年8月31日現在）

ASC815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

表示箇所		外国為替リスク*
資産デリバティブ		
為替先渡契約に係る評価益	ドル	70,957
負債デリバティブ		
為替先渡契約に係る評価損	ドル	(3,039,257)

*総価値は貸借対照表のヘッジなしの為替先渡契約の評価益／評価損の行の項目として表示されている。

2014年8月31日で終了した期間の損益計算書上のデリバティブ商品の効果

ASC815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

表示箇所		外国為替リスク
運用によるデリバティブの実現利益/（損失)		
為替先渡契約に係る純実現損	ドル	(964,235)
運用によるデリバティブの評価利益/（損失）の変動		
為替先渡契約に係る純評価損	ドル	(2,968,300)

2014年8月31日に終了した期間における未決済の為替先渡契約の平均元本月額は以下の通りであった。

ファンドレベル *	ドル	28,259
クラスB – JPYクラス	ドル	226,800,685

*2014年4月中に全クラスで保有されている為替先渡契約

3. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。現行のケイマン諸島法の下では利益、所得または評価益に課される税金、もしくは遺産税や相続税の範疇に入る税金はなく、資産や所得という点に関して、当ファンドを構成する資産やそれから生じる所得、もしくはその受益証券保有者に課税されることはない。当ファンドの分配金または受益証券の再購入についての純資産価額の支払に関して源泉徴収税が課せられることはない。従って、所得税の項目は財務諸表に立てられていない。

当ファンドは米連邦所得税上米国で事業に従事していると受け止められることを避けるように行動をすることを一般に意図している。具体的には、改正1986年内国歳入法上のセーフハーバー(safe harbors)規定を受ける資格を得ることを意図している。この資格があれば、当ファンドはその活動が株式および証券または商品の自己勘定売買に限定されている場合、このような事業に従事しているとは見なされない。当ファンドの所得が当ファンドの行う米国での事業に事実上全く関連していない場合、米国源泉からの当ファンドが生み出す所得（配当および一定の種類の利子所得を含む）の一定の種目は30%の米国税が課せられる。この税は通常当該所得から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の説明および開示に関わる当局のガイダンス（財務会計基準審議会（FASB）会計基準書第740号）では、受託会社は当ファンドの税務ポジションが税務調査において、関連する控訴または訴訟の判決を含め、ポジションの技術的なメリットに基づき、50%超の可能性で是認されるかどうかを判断するよう求められている。50%超の基準を満たす税務ポジションに関して、財務諸表で認識される税額は、当該税務当局との最終的な決着において50%超の可能性で実現が期待される税務上、恩恵を受ける最大額が減額される。受託会社は当ファンドの税務ポジションについて精査を行い、財務諸表に税務引当金を立てる必要性はないと結論づけた。不確定な税務ポジションに関連する利子や違約金はこれまでのところない。

財務諸表への注記（続き）

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

2014年8月31日現在、税務調査の対象として残っている税務年度は米国のほか主要な管轄域によって異なり、また、時効となる年度は2014年2月20日（運用の開始）から現会計年度までの幅がある。米国連邦管轄域による調査対象期間は、2014年2月20日（運用の開始）から2014年8月31日までである。

4. 受益証券

受益証券は申込可能日毎に発行される。当ファンドは小数点第3位を四捨五入して第2位まで受益証券の端数を発行する。

2014年8月31日時点、発行済受益証券のすべてを一人の受益証券保有者が保有している。

(A) 申込。全申込日（営業日または当ファンドが受益証券への申込を受け付ける受託会社の裁量において決定するその他の日）において、各クラスの受益証券は当該申込日の受益証券1口当たりの純資産価額に等しい価格で発行される。

全てのクラスに関して、各投資家の最低購入申込額は10,000,000円であり、次回以降の最低購入申込額は1.00円になる。受託会社は絶対的な自由裁量により、係る最低購入額を撤回することができる。

(B) 受益証券の買戻。受益者は保有する受益証券の全部または一部を、ファンド営業日毎または、その他、受託会社が定めた買戻申込日に1口当たり純資産価額で買戻請求できる。

全ての買戻要請は一度購入を申し込んだら撤回不能である。たとえ差し止め事象（受託会社が受益証券の申込、変換および買戻、ならびに当該受益証券のそれ以外の扱いを一時的に差し止めることが適当であるとみなす事象）が起こったとしてもそうである。ただし、受益者の書面による要請により買戻要請の全体または一部を放棄する場合は受託会社の裁量による。

5. 補償および免責

当トラストおよびファンドを構成する文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行によって生じる可能性のある特定の債務を免責される。これに加え、当ファンドは通常の業務において発生しうる様々な免責事項を含む契約を結んでいる。これらの取り決めに基づく当ファンドの最大エクスポージャーは、まだ生じていないが、当ファンドに対して将来起こりうるクレームが含まれる可能性がある。当ファンドではこれらの取り決めに基づく請求または損失はこれまでのところ、生じていない。

6. リスクファクター

当ファンドへの投資は投機的であり高度のリスクを含む。他のどのファンドにも言えるように、当ファンドがその目的を満足し、当ファンドの成果がいかなる期間においてもプラスであるという保証はない。従って、投資を考えている投資家は以下のリスクファクターを考慮すべきである。こうしたリスクファクターは当ファンドへの投資に関連するすべてのリスクファクターを網羅しているとは限らない。

(A) 市場リスク。市場リスクとは当ファンドの投資する１つ以上の市場で価値が下がるリスクであり、市場が急激に、予想不能な形で下落する可能性を含む。選択リスクとは当ファンドの運用部門の選択する証券が当該市場や類似の目的および投資戦略をもつ他のファンドの選択した関連指標または証券よりもパフォーマンスが下回るリスクである。

(B) 金利リスク。金利リスクとは金利低下時に債券価格が一般に上昇し、金利上昇時に債券価格が下落するリスクである。長期債券価格の変動は短期債券価格に比べて一般に金利変動への連動性が強い。当ファンドは短期または長期金利が急激に上昇した場合または投資運用部門の予期しない形で変動があった場合、損失を被る可能性がある。

(C) カウンターパーティおよびブローカーリスク。当ファンドが取引や投資を行う銀行および証券会社などの金融機関およびカウンターパーティが財務面での困難に陥り、当ファンドへの各債務が不履行となる可能性がある。このような債務不履行は当ファンドにとって重要な損失をもたらす可能性がある。加えて、当ファンドは一定の取引を確実にするためにカウンターパーティへ担保を差し入れることもある。

財務諸表への注記（続き）

2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

(D) **信用リスク。信用リスクとは証券の発行者が利息を支払えない、または、満期時に元本を返済できないリスクである。発行者の信用格付けや発行者の信用についての市場の見方の変更も、当該発行者への当ファンドの投資価値に影響する。信用リスクの程度は発行者の財務状況および債務の条件の双方に依拠する。**

(E) **決済リスク。一部外国市場の精算・決済手続は米国、**EU、**日本と著しく異なっている。外国の精算・決済手続および取引規則も米国投資の決済には通常見られない一定のリスク（証券の支払や引き渡しの遅れなど）を含む場合がある。一部外国の決済は取引される証券の数量に追いつかないことが時々見られる。これらの問題により当ファンドの取引の実行が困難になる場合もある。決済ができない、または証券購入の決済が遅れることになれば、当ファンドは魅力的な投資機会を失い、その資産は投資されないことになり、一定期間そこから獲得するリターンがないということになる。決済の不能や証券売却の決済の遅れが生じた場合、当該証券価額がその後下落する、または別の当事者に当該証券を売却する契約を締結していたならば、当ファンドは生じた損失に責任を負う可能性もある。**

(F) **通貨リスク。当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は当ファンドの運用通貨以外の通貨建てとなっている、またはそうした通貨で表示されている。この理由により、外国為替レートの変動は当ファンドのポートフォリオに影響を与える。一般に、当ファンドの運用通貨価値が他通貨に対して上昇すれば、当該通貨の当ファンドの運用通貨に対する換算額が下落するので当該通貨建て証券は価値が下落する。逆に、当ファンドの運用通貨価値が他通貨に対して低下する場合、当該通貨建ての証券の価値は上昇する。一般に「通貨リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの運用通貨が強い場合は投資家へのリターンを減少させ、当ファンドの運用通貨が弱い場合はリターンが増えることを示している。**

(G) **デリバティブリスク。当ファンドは投資証券のヘッジ、またはリターンを増やすことを目的としてデリバティブ商品を用いることがある。デリバティブ商品を使うことにより、当ファンドは他の種類の商品より速やかにかつ効率的にリスク・エクスポージャーを増減することができる。デリバティブは変動性が大きく、かつ、以下のような大きなリスクを含んでいる。**

• 信用リスク - **デリバティブ取引のカウンターパーティ（取引のもう一方の当事者）が当ファンドに対してその財務上の義務を履行できなくなるリスク。**

• レバレッジ・リスク - **比較的小さな市場の動きが投資価値の大きな変動をもたらす一定の種類の投資証券または取引戦略に関連したリスク。レバレッジを含んだ一定の投資証券または取引戦略は当初投資額を大幅に超える損失を出す可能性がある。**

• 流動性リスク - **一定の証券について、売手が売りたいとき、または、当該証券が現在それだけの価値があると売手の信じる価格で売却することが困難または不可能なリスク。**

当ファンドは予定ヘッジも含めたヘッジ目的でデリバティブ商品を利用する場合がある。ヘッジは当ファンドが他のファンド保有証券に関連したリスクを相殺するためにデリバティブ商品を利用する戦略である。ヘッジにより損失を減らすことができる一方、市場が当ファンドの予想とは別の方向に動いた場合やデリバティブの費用がヘッジによる便益を超えた場合、利益の減少や解消、損失が生じることもある。ヘッジはデリバティブの価値変動が当ファンドに期待したほどヘッジ対象保有証券の変動にはならないというリスクも含む。この場合、ヘッジ対象保有証券の損失は減じられることなく、増加する可

能性がある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させる、またはヘッジ取引が利用可能である、あるいはコストに見合うというような保証は全くない。当ファンドはヘッジを利用することは要件とされておらず利用しないこともできる。当ファンドはデリバティブ商品を利用してリターンを増やすことを目指しているので、当ファンドの投資証券はヘッジ目的だけにデリバティブ商品を使用する場合よりも、当ファンドが上述のリスクに大きくさらされる。リターンを増やすことを求めてデリバティブ商品を使用することは投機的と考えられる。

(H) 保管リスク。当ファンドはその証券すべてについて保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管会社としての役割を果たすように選任された他の銀行や証券会社も破たんすることもある。このようなことが発生すれば当該保管会社等が保持している当ファンドの証券の全部または一部を失うことになる。

(I) 流動性リスク。流動性リスクは特定の投資商品の購入または売却が困難な場合に存在する。流動性の薄い商品へ当ファンドが投資することは流動性の薄い証券を有利な時期や価格で売却することができないことがあるので当ファンドのリターンを減らす可能性がある。当ファンドの主要な投資戦略が発展途上国の証券、デリバティブまたは著しい市場/信用リスクのある証券に関連する範囲において、当ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。

財務諸表への注記（続き）
2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

(J) コールリスク。金利が低い場合、発行企業はよく「償還条項付き証券」の目的となる債券の早期償還を行う。この場合、当ファンドは手取金をこれより利回りの低い投資商品に再投資をせざるをえず、そうしなければ得られた金利の低下による価格上昇という利益を享受できない可能性がある。

(K) セクターリスク。当ファンドが特定の債券市場セクターに重点的に投資をする限度において、そのパフォーマンスは当該セクターに著しい影響を与える出来事に特に敏感になる。個別セクターは市場全体よりも上下しやすい。一つのセクターを構成する商品または産業は経済的、政治的または規制当局の事象と同じ方向に反応することがある。

(L) 集中リスク。比較的少数の証券、セクター、産業もしくは地理的地域へ投資を集中させることはパフォーマンスに著しく影響する。多様性を減らした結果、そのグループの証券、セクター、産業もしくは地域のパフォーマンスが芳しくないことにより、ファンドのパフォーマンスが市場平均以下となる場合がある。加えて、当該グループへの高いエクスポージャーの結果、ボラティリティも高くなることがある。

(M) ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡。当ファンドは固定および変動金利ローンに投資できる。当該投資対象は一般的にローン・パーティシペーションおよび当該ローンの一部の譲渡の形態となり、注記2に記載されたローン商品を含む場合がある。パーティシペーションおよび債権譲渡は、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、および貸し手としてのリスクを含む特定のタイプのリスクを含む。当ファンドが元本、金利およびローンに関連するその他金額の支払いを受領できるかどうかは、主に借り手の財務状況に依存することになる。債務不履行や破産その他の理由によりローンに対する予定通りの支払いを受領できない場合、当ファンドの収益に悪影響が及び、その資産価値が減少する可能性がある。当ファンドがパーティシペーションを購入すれば、貸し手を通じてその権利を実行できるにとどまるとともに、借り手に加えて貸し手の信用リスクを負う可能性がある。当該ローンの取引量や流通市場での取引頻度などのローンの流動性は時間の経過や個別のローン間で大きく異なる。取引の少ない期間には、ローンの評価が一層困難になる可能性があり、適切な価格でのローンの売買がより困難で遅延し、その結果損失が生じることがある。

7. 報酬および費用

(A) 会計および管理報酬。受託会社は管理事務代行会社と会計および管理契約を締結している。これに基づき、管理事務代行会社は平均純資産価額の5億ドル以下の部分について年間0.0525%、5億ドル超10億ドル以下の部分については年間0.05%、10億ドルを超える部分については年間0.04%の報酬を受け取る。ただし、年間最低報酬は45,000ドルとする。管理事務代行会社は立替費用に対する当ファンドから支払いと平均純資産価額の0.0275%の年間バンクローンサービス手数料も受領する。管理事務代行会社の2014年8月31日に終了した期間の報酬および、管理事務代行会社に対して2014年8月31日時点で未払いとなっている報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

(B) 保管報酬。受託会社は保管契約を保管会社と結んでいる。これに基づいて、保管会社は平均純資産価額および取引額に基づいて計算される手数料を毎月受け取る。保管会社の2014年8月31日に終了した期間の報酬および、保管会社に対して2014年8月31日時点で未払いとなっている報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

(C) 受託報酬。当ファンドは受託会社に対して年間10,000ドルの報酬、ならびに別途立替費用および立ち上げ費用を支払う。

(D) 名義書換代理報酬。受託会社は名義書換代理会社契約をBrown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書換代理会社」）と結んでいる。これに基づいて、名義書換代理会社は平均純資産価額の年率0.01%にあたる報酬および1取引当りの報酬を受け取る。名義書換代理会社の2014年8月31日に終了した期間の報酬および、名義書換代理会社に対して2014年8月31日時点で未払いとなっている報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

財務諸表への注記（続き）
2014年2月20日（業務開始日）から2014年8月31日まで

(E) 運用会社報酬。当ファンドは、JPMAM ジャパン・ケイマン･ファンド･リミテッド（以下「運用会社」）に対して、平均純資産価額の年率0.01%にあたる報酬を四半期ごとに支払う。運用会社の2014年8月31日に終了した期間の報酬および、運用会社に対して2014年8月31日時点で未払いとなっている報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

(F) 投資運用報酬。投資運用会社は当ファンドの平均純資産価額の年率0.52%の報酬を四半期ごとに受領する。投資運用会社の2014年8月31日に終了した期間の報酬および、投資運用会社に対して2014年8月31日時点で未払いとなっている報酬は、それぞれ損益計算書および貸借対照表に開示されている。

(G) その他の費用。 当ファンドは、管理事務代行、保管、運用および名義書換代理報酬には含まれない運営に関連するその他費用を負担する場合がある。その他費用には以下の費用を含むがこれに限るものではない。（1）政府関連費用（2）ブローカレッジフィー、手数料およびその他のポートフォリオ取引費用（3）支払利息を含む資金の借り入れ費用（4）訴訟費用、補償費用を含む特別費用（5）組織に関する費用（6）専門家報酬

8. 後発事象

受託会社は、当財務諸表が公表された2015年2月10日までの期間における全ての取引および事象を評価した。2014年9月1日から2015年2月10日までの期間において、37,150,745ドルの購入申込および51,554,469ドルの買戻請求があった。また、同期間中には8,837,029ドルの分配および再投資があった。なお、当ファンドに係る報告すべきその他の後発事象はない。

「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年7月21日現在	平成28年1月19日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,536,339,170	5,151,064,421
国債証券	11,499,991,115	29,401,309,076
流動資産合計	21,036,330,285	34,552,373,497
資産合計	21,036,330,285	34,552,373,497
負債の部		
流動負債		
未払解約金	270,000,000	20,000,000
流動負債合計	270,000,000	20,000,000
負債合計	270,000,000	20,000,000
純資産の部		
元本等		
元本　※1	20,683,568,579	34,389,288,659
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	82,761,706	143,084,838
元本等合計	20,766,330,285	34,532,373,497
純資産合計	20,766,330,285	34,532,373,497
負債純資産合計	21,036,330,285	34,552,373,497

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	平成27年7月21日現在	平成28年1月19日現在
1.　※1 期首	平成27年1月30日	平成27年7月22日
期首元本額	3,911,070,570円	20,683,568,579円
期中追加設定元本額	23,694,319,356円	65,433,231,125円
期中一部解約元本額	6,921,821,347円	51,727,511,045円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	998円	－円
ダイワ米国担保付貸付債権ファンド（為替ヘッジあり）	112,594,660円	112,594,660円
ダイワ米国担保付貸付債権ファンド（為替ヘッジなし）	73,734,556円	73,734,556円
ダイワ米国バンクローン・ファンド（為替ヘッジあり）2014-07	9,963円	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ファンド（為替ヘッジあり）2014-09	9,963円	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ファンド（為替ヘッジあり）2014-11	9,962円	9,962円
ロボット・テクノロジー関連株ファンド －ロボテック－	－円	49,795,838円

新興国ソブリン・豪ドルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ブラジルレアルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）	999円	999円
アジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）	999円	999円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド　Ａコース	4,988,527円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド　Ｂコース	2,494,264円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド　Ｃコース	999,197円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド２　Ａコース	698,255円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド２　Ｂコース	458,853円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド３　Ａコース	1,994,416円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド３　Ｂコース	648,186円	－円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド３　Ｃコース	179,498円	－円
世界優先証券ファンド（為替ヘッジあり／限定追加型）	998円	－円
ＵＳ短期ハイ・イールド社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）	3,988,832円	3,988,832円
ＵＳ短期高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	4,984円	4,984円
ダイワ上場投信－日経平均レバレッジ・インデックス	10,079,294,359円	20,337,197,207円
ダイワ上場投信－日経平均ダブルインバース・インデックス	3,167,653,133円	2,077,042,959円
ダイワ上場投信－TOPIXレバレッジ（2倍）指数	2,450,422,450円	2,480,218,621円

ダイワ上場投信－TOPIXダブルインバース（-2倍）指数	976,199,796円	846,727,645円
ダイワ上場投信－日経平均インバース・インデックス	1,494,172,727円	3,386,315,365円
ダイワ上場投信－TOPIXインバース（-1倍）指数	1,494,172,727円	2,589,710,903円
ダイワ上場投信－ＪＰＸ日経400レバレッジ・インデックス	－円	617,569,559円
ダイワ上場投信－ＪＰＸ日経400インバース・インデックス	－円	308,793,708円
ダイワ上場投信－ＪＰＸ日経400ダブルインバース・インデックス	－円	791,879,791円
ダイワ／シュローダー・グローバル高利回りＣＢファンド（限定追加型）為替ヘッジあり	7,009,001円	1,033,500円
ダイワ／シュローダー・グローバル高利回りＣＢファンド（限定追加型）為替ヘッジなし	904,221円	107,487円
ダイワ・ブルベア・セレクト　マネー・ポートフォリオ	9,462,401円	8,465,789円
ダイワ・ブルベア・セレクト　ドル高円安ポートフォリオ	199,238,910円	199,240,894円
ダイワ・ブルベア・セレクト　円高ドル安ポートフォリオ	74,707,647円	64,746,496円
ダイワ／モルガン・スタンレー新興４カ国不動産関連ファンド－成長の槌音（つちおと）－	11,000,000円	11,000,000円
ダイワ／ハリス世界厳選株ファンド・マネー・ポートフォリオ	227,137,610円	160,422,096円
ダイワ・アセアン内需関連株ファンド・マネー・ポートフォリオ	105,875,438円	85,163,840円
ダイワ米国高利回り不動産証券ファンド	19,942,168円	19,942,168円

通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンドⅡ 豪ドル・コース（毎月分配型）	4,184,518円	4,184,518円	
通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンドⅡ ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	12,952,078円	12,952,078円	
通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンドⅡ 通貨セレクト・コース（毎月分配型）	4,981,569円	4,981,569円	
ダイワＵＳ短期ハイ・イールド社債ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	199,295円	199,295円	
ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）	997円	997円	
ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）	997円	997円	
ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	－円	997円	
ダイワ新グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジなし）	－円	997円	
＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα　為替ヘッジあり	49,806円	49,806円	
＜奇数月定額払出型＞ダイワ先進国リートα　為替ヘッジなし	49,806円	49,806円	
通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル好配当株α（毎月分配型）米ドル・コース	4,980,080円	4,980,080円	
通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル好配当株α（毎月分配型）ブラジル・レアル・コース	12,948,208円	12,948,208円	

通貨選択型ダイワ／ミレーアセット・グローバル好配当株α（毎月分配型）通貨セレクト・コース	3,685,259円	3,685,259円	
ダイワ先進国リートα　為替ヘッジあり（毎月分配型）	399,083円	399,083円	
ダイワ先進国リートα　為替ヘッジなし（毎月分配型）	99,771円	99,771円	
通貨選択型ダイワ先進国リートα　円ヘッジコース（毎月分配型）	399,083円	399,083円	
通貨選択型ダイワ先進国リートα　通貨セレクトコース（毎月分配型）	99,771円	99,771円	
ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンド（為替ヘッジあり）	20,016,725円	20,016,725円	
ダイワ／ミレーアセット・グローバル・グレートコンシューマー株式ファンド（為替ヘッジなし）	4,000,959円	4,000,959円	
ダイワ／ミレーアセット・アジア・セクターリーダー株ファンド	49,850,449円	49,850,449円	
ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）　－ジャパン・トリプルリターンズ－ 日本円・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円	
ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）　－ジャパン・トリプルリターンズ－ 豪ドル・コース（毎月分配型）	99,691円	99,691円	
ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）　－ジャパン・トリプルリターンズ－ ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円	
ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型）　－ジャパン・トリプルリターンズ－ 米ドル・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円	

ダイワ日本株ストラテジーα（通貨選択型） －ジャパン・トリプルリターンズ－ 通貨セレクト・コース（毎月分配型）	1,993,820円	1,993,820円
通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンド －イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 日本円・コース	3,488,836円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンド －イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 豪ドル・コース	2,492,026円	2,492,026円
通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンド －イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 ブラジル・レアル・コース	3,488,836円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンド －イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 米ドル・コース	19,936,205円	19,936,205円
通貨選択型ダイワ米国厳選株ファンド －イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 通貨セレクト・コース	11,961,723円	11,961,723円
計	20,683,568,579円	34,389,288,659円
2. 期末日における受益権の総数	20,683,568,579口	34,389,288,659口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年7月22日 至 平成28年1月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	平成28年1月19日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	平成27年7月21日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	平成28年1月19日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	7,115	△1,099,324
合計	7,115	△1,099,324

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年12月10日から平成27年7月21日まで、及び平成27年12月10日から平成28年1月19日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年7月21日現在	平成28年1月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成27年7月21日現在	平成28年1月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0040円 (10,040円)	1.0042円 (10,042円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	５５６　国庫短期証券	1,000,000,000	1,000,069,726	
	５６４　国庫短期証券	600,000,000	599,999,700	
	５６６　国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,999,775	
	５６７　国庫短期証券	4,300,000,000	4,299,999,178	
	５６８　国庫短期証券	7,000,000,000	7,000,243,078	
	５７３　国庫短期証券	4,500,000,000	4,500,334,589	
	５７４　国庫短期証券	5,000,000,000	5,000,374,527	
	５７６　国庫短期証券	3,500,000,000	3,500,213,852	
	５７８　国庫短期証券	2,000,000,000	2,000,074,651	
国債証券　合計			29,401,309,076	
合計			29,401,309,076	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成27年7月22日から平成28年1月19日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,790,853	9,750,818
投資信託受益証券	315,365,095	298,514,424
親投資信託受益証券	1,000	1,001
流動資産合計	328,156,948	308,266,243
資産合計	328,156,948	308,266,243
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,559,100	5,293,403
未払解約金	1,035,795	197,491
未払受託者報酬	37,930	42,991
未払委託者報酬	1,594,342	1,807,574
その他未払費用	11,305	12,829
流動負債合計	10,238,472	7,354,288
負債合計	10,238,472	7,354,288
純資産の部		
元本等		
元本	※1 302,364,027	※1 330,837,702
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 15,554,449	※2 △ 29,925,747
（分配準備積立金）	12,863,037	14,278,105
元本等合計	317,918,476	300,911,955
純資産合計	317,918,476	300,911,955
負債純資産合計	328,156,948	308,266,243

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成27年1月30日 至 平成27年7月21日	第2期 自 平成27年7月22日 至 平成28年1月19日
営業収益		
受取配当金	6,856,997	8,666,948
受取利息	3,541	669
有価証券売買等損益	15,561,098	△ 47,379,618
営業収益合計	22,421,636	△ 38,712,001
営業費用		
受託者報酬	37,930	42,991
委託者報酬	1,594,342	1,807,574
その他費用	11,305	12,829
営業費用合計	1,643,577	1,863,394
営業利益又は営業損失（△）	20,778,059	△ 40,575,395
経常利益又は経常損失（△）	20,778,059	△ 40,575,395
当期純利益又は当期純損失（△）	20,778,059	△ 40,575,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	355,922	△ 107,193
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	15,554,449
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,741,201	377,306
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,741,201	377,306
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,789	95,897
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,789	95,897
分配金	※1 7,559,100	※1 5,293,403
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,554,449	△ 29,925,747

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
3.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 平成27年7月19日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成27年7月21日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
1.　※1　期首元本額	221,996,670円	302,364,027円
期中追加設定元本額	87,104,222円	30,395,793円
期中一部解約元本額	6,736,865円	1,922,118円

2. 計算期間末日における受益権の総数	302,364,027口	330,837,702口
3. ※2 元本の欠損	―――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は29,925,747円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第1期 自　平成27年1月30日 至　平成27年7月21日	第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,274,337円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（14,147,800円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,691,412円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は23,113,549円（1万口当たり764.43円）であり、うち7,559,100円（1万口当たり250円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（6,785,860円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,042,715円）及び分配準備積立金（12,785,648円）より分配対象額は21,614,223円（1万口当たり653.32円）であり、うち5,293,403円（1万口当たり160円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第2期 平成28年1月19日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	14,972,989	△46,240,364
親投資信託受益証券	0	1
合計	14,972,989	△46,240,363

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自　平成27年7月22日 至　平成28年1月19日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 平成27年7月21日現在	第2期 平成28年1月19日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0514円 (10,514円)	0.9095円 (9,095円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	GIM TRUST2 SENIOR SECURED LOAN FUND USD CLASS	3,009,915.850	298,514,424	
投資信託受益証券　合計			298,514,424	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	997	1,001	
親投資信託受益証券　合計			1,001	
合計			298,515,425	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）　同ファンドは、平成27年10月15日付でファンドの名称を「JPモルガン トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス」から「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス」へと変更しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「GIM トラスト2－シニア・セキュアード・ローン・ファンド USDクラス」の状況

前記「ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

２　【ファンドの現況】

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）

【純資産額計算書】

平成28年2月29日

Ⅰ	資産総額	615,644,164円
Ⅱ	負債総額	6,041,981円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	609,602,183円
Ⅳ	発行済数量	673,750,193口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9048円

(参考) ダイワ・マネーストック・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年2月29日

Ⅰ	資産総額	33,617,670,155円
Ⅱ	負債総額	320,023,930円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,297,646,225円
Ⅳ	発行済数量	33,160,629,224口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0041円

ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）

純資産額計算書

平成28年2月29日

Ⅰ	資産総額	290,779,633円
Ⅱ	負債総額	404,130円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	290,375,503円
Ⅳ	発行済数量	332,265,444口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8739円

(参考) ダイワ・マネーストック・マザーファンド

前記「ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

平成28年2月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2　【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	34	156,118
追加型株式投資信託	607	10,924,442
株式投資信託　　合計	641	11,080,560
単位型公社債投資信託	5	35,042
追加型公社債投資信託	17	2,648,529
公社債投資信託　合計	22	2,683,570
総合計	663	13,764,130

３　【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

　また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年４月１日から平成27年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)　【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）		当事業年度 （平成27年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		15,186		31,438
有価証券		15,003		4,878
前払費用		157		139
未収委託者報酬		8,265		10,295
未収収益		103		110
繰延税金資産		674		585
その他		15		153
流動資産計		39,406		47,600
固定資産				
有形固定資産	※1	252	※1	255
建物		23		21
器具備品		228		234
無形固定資産		2,991		2,759
ソフトウェア		2,910		2,758
ソフトウェア仮勘定		68		1

電話加入権		11		―
投資その他の資産		15,077		12,979
投資有価証券		8,338		6,667
関係会社株式		5,141		5,129
出資金		129		124
長期差入保証金		997		996
投資不動産	※1	398	※1	―
その他		74		60
貸倒引当金		△3		―
固定資産計		18,320		15,995
資産合計		57,727		63,596

（単位:百万円）

		前事業年度 （平成26年３月31日）		当事業年度 （平成27年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		53		64
未払金		8,998		9,172
未払収益分配金		7		5
未払償還金		77		72
未払手数料		4,277		4,965
その他未払金	※2	4,635	※2	4,127
未払費用		3,463		4,162
未払法人税等		1,530		1,133
未払消費税等		530		1,429
賞与引当金		955		1,092
その他		1		747
流動負債計		15,534		17,801
固定負債				
退職給付引当金		1,959		2,072
役員退職慰労引当金		80		101
繰延税金負債		1,789		1,745
その他		3		2
固定負債計		3,832		3,920
負債合計		19,366		21,722
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				

資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695

賞与引当金繰入額	955	1,092
福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）		当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	
営業外収益				
受取配当金	※1	144	※1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		―		7
特別利益計		―		7
特別損失				
外国税関連費用		―		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		△150		△17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	８～47年
器具備品	４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員･参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」０百万円、「その他」０百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」４百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」６百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」１百万円は、「その他」１百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」３百万円は、「その他」３百万円として組替えております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」０百万円、「受益証券発行費」０百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」９百万円、「その他」９百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」０百万円は、「その他」０百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	－
投資器具備品	24百万円	－

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
未払金	4,508百万円	4,084百万円

３　保証債務

前事業年度（平成26年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成27年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

※１　関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
受取配当金	－	1,065百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年６月24日定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年３月31日	平成25年６月25日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　剰余金の配当の総額　10,126百万円
②　配当の原資　利益剰余金
③　１株当たり配当額　3,882円
④　基準日　平成26年３月31日
⑤　効力発生日　平成26年６月26日

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年３月31日	平成26年６月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　13,428百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　5,148円
④ 基準日　平成27年３月31日
⑤ 効力発生日　平成27年６月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	15,186	15,186	－
（２）未収委託者報酬	8,265	8,265	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,283	22,283	－
資産計	45,735	45,735	－
（１）未払手数料	4,277	4,277	－
（２）その他未払金	4,635	4,635	－
（３）未払費用（*）	2,678	2,678	－
負債計	11,591	11,591	－

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	31,438	31,438	－
（２）未収委託者報酬	10,295	10,295	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,520	10,520	－
資産計	52,254	52,254	－
（１）未払手数料	4,965	4,965	－
（２）その他未払金	4,127	4,127	－
（３）未払費用（*）	3,366	3,366	－
負債計	12,460	12,460	－

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
（１）その他有価証券		
非上場株式	1,059	1,025
（２）子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	5,141	5,129
（３）長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　5,141百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（平成26年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	113	55	58
（２）その他			
証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	16,544	16,586	△41
小計	16,544	16,586	△41
合計	22,283	21,514	768

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　1,059百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	164	55	109
（２）その他			
証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,779	5,793	△14
小計	5,779	5,793	△14
合計	10,520	9,482	1,038

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　1,025百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	32	-	1
（２）その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	△217	△118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）

積立型制度の退職給付債務	―	―
年金資産	―	―
	―	―
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,959	2,072

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引（譲渡損）	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	△ 1,200	△ 613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
法定実効税率	-	35.64%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	△2.02%
評価性引当額の増減額	-	△2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	△0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,719	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,834	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	―	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	―	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	―	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	―	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	―	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	―	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）		当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	
１株当たり純資産額	14,705.91円	１株当たり純資産額	16,052.69円
１株当たり当期純利益	3,882.07円	１株当たり当期純利益	5,148.94円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
当期純利益（百万円）	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

（単位:百万円）

	当中間会計期間 （平成27年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	※1	247
無形固定資産		
ソフトウエア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （平成27年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	※3	643
流動負債合計		14,500
固定負債		
退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(２)中間損益計算書

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	※１	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	※２	378
営業外費用	※３	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(３)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券
時価のあるもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10～18年

器具備品　　４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　減価償却累計額

	当中間会計期間 （平成27年9月30日現在）
有形固定資産	239百万円

２　保証債務

当中間会計期間（平成27年９月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

※３　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　平成27年４月　１日 至　平成27年９月30日）
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

※２　営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自　平成27年４月　１日 至　平成27年９月30日）
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

※３　営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自　平成27年４月　１日 至　平成27年９月30日）
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月23日定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27年３月31日	平成27年６月24日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成27年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)参照のこと）。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金・預金	22,998	22,998	－
（２）未収委託者報酬	10,719	10,719	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,908	8,908	－
資産合計	42,626	42,626	－
（１）未払金	7,124	7,124	－
（２）未払費用（*）	3,702	3,702	－
負債合計	10,827	10,827	－

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金及び（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負　債

（１）未払金及び（２）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	161	55	106
（２）その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	△163
小計	5,290	5,453	△163
合計	8,908	8,511	396

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額　1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日）

１株当たり純資産額	13,574.37円
１株当たり中間純利益金額	2,836.44円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日）	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4　【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①　自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②　運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④　委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤　上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5　【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

①　平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・　代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

②　平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

・　取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２　【その他の関係法人の概況】

１　【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①　名称　株式会社りそな銀行

②　資本金の額　279,928百万円（平成27年3月末日現在）

③　事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①　名称　大和証券株式会社

②　資本金の額　100,000百万円（平成27年3月末日現在）

③　事業の内容　金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２　【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３　【資本関係】

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３　【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

② 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

③ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

④ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

⑤ 使用開始日を記載することがあります。

⑥ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

⑦ 次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑧ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

⑨ ファンドの形態等を記載することがあります。

⑩ 図案を採用することがあります。

⑪ ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙波　博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣　篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田　和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣　篤典　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）の平成27年7月22日から平成28年1月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジなし）の平成28年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣　篤典　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）の平成27年7月22日から平成28年1月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ米国バンクローン・オープン（為替ヘッジあり）の平成28年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙波　博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣　篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田　和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年４月１日から平成27年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年４月１日から平成27年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。